

# 第 23 回黒潮町議会 9 月定例会会議録

平成 21 年 9 月 9 日 開会

平成 21 年 9 月 17 日 閉会

## 【目 次】

### 1 日目 (提案理由の説明・質疑・委員会付託)

提案理由説明 . . . . . P 8 ～ P22

質 疑 . . . . . P23 ～ P45

委員会付託 . . . . . P45

#### 議案 34 号

(提案理由の説明・採決)

. . . . P45 ～ P46

### 2 日目 (委員長報告・一般質問)

請願・陳情等の委員長報告

(委員長報告・質疑・討論・採決)

. . . . P49 ～ P51

一般質問 [西村策雄] . . . . P51 ～ P60

[矢野昭三] . . . . P60 ～ P78

[村越比佐夫] . . . . P78 ～ P87

[竹下扶佐雄] . . . . P87 ～ P100

[畦地一弘] . . . . P100 ～ P106

### 3 日目 (一般質問)

一般質問 [下村勝幸] . . . . P109 ～ P118

[森 治史] . . . . P118 ～ P128

[大西章一] . . . . P129 ～ P138

|        |         |      |   |      |
|--------|---------|------|---|------|
| [坂本あや] | ・ ・ ・ ・ | P138 | ～ | P148 |
| [浜田純一] | ・ ・ ・ ・ | P148 | ～ | P153 |
| [小松孝年] | ・ ・ ・ ・ | P153 | ～ | P166 |

#### 4 日目 (一般質問)

|              |         |      |   |      |
|--------------|---------|------|---|------|
| 一般質問 [門田仁和子] | ・ ・ ・ ・ | P169 | ～ | P174 |
| [明神照男]       | ・ ・ ・ ・ | P174 | ～ | P189 |
| [宮地葉子]       | ・ ・ ・ ・ | P189 | ～ | P202 |
| [西村将伸]       | ・ ・ ・ ・ | P202 | ～ | P210 |

#### 5 日目 (一般質問・委員長報告・提案理由の説明・議員提出議案・ 質疑・討論・採決)

|             |         |      |   |      |
|-------------|---------|------|---|------|
| 一般質問 [田辺 守] | ・ ・ ・ ・ | P214 | ～ | P218 |
| [山本久夫]      | ・ ・ ・ ・ | P218 | ～ | P225 |

|   |         |      |   |      |
|---|---------|------|---|------|
| 議案第 25 号から議案第 33 号、議案第 35 号<br>委員長報告・質疑 | ・ ・ ・ ・ | P225 | ～ | P241 |
| 討論・採決                                   | ・ ・ ・ ・ | P242 | ～ | P250 |

#### 議案第 36 号

|                    |         |      |   |      |
|--------------------|---------|------|---|------|
| (提案理由の説明・質疑・討論・採決) | ・ ・ ・ ・ | P250 | ～ | P256 |
|--------------------|---------|------|---|------|

#### 議案第 45 号、議員提出議案第 46 号

|                    |         |      |   |      |
|--------------------|---------|------|---|------|
| (提案理由の説明・質疑・討論・採決) | ・ ・ ・ ・ | P256 | ～ | P258 |
|--------------------|---------|------|---|------|

副

第 23 回黒潮町議会 9 月定例会会議録

平成 21 年 9 月 9 日 開会

平成 21 年 9 月 17 日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 9 月定例会会議状況

| 月 日      | 曜日 | 会 議 | 行 事                                 |
|----------|----|-----|-------------------------------------|
| 9 月 9 日  | 水  | 本会議 | 開会・会期の決定・提案理由の説明<br>質疑・委員会付託・委員会    |
| 9 月 10 日 | 木  | 休 会 | 委員会                                 |
| 9 月 11 日 | 金  | 休 会 | 委員会                                 |
| 9 月 12 日 | 土  | 休 会 | 休会                                  |
| 9 月 13 日 | 日  | 休 会 | 休会                                  |
| 9 月 14 日 | 月  | 本会議 | 一般質問                                |
| 9 月 15 日 | 火  | 本会議 | 一般質問                                |
| 9 月 16 日 | 水  | 本会議 | 一般質問                                |
| 9 月 17 日 | 木  | 本会議 | 一般質問・委員長報告・委員長報告に対する<br>質疑、討論、採決・閉会 |

黒潮町告示第 95 号

平成 21 年 9 月第 23 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 8 月 31 日

黒潮町長 下村 正直

記

- |     |   |                   |
|-----|---|-------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 21 年 9 月 9 日   |
| 2 場 | 所 | 黒潮町大方庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成21年9月9日(水曜日)

(会議第1日目)

応招議員

|     |       |     |       |     |      |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 村越比佐夫 | 2番  | 山下伊都子 | 3番  | 宮地葉子 |
| 4番  | 田辺守   | 5番  | 西村将伸  | 6番  | 坂本あや |
| 7番  | 矢野昭三  | 8番  | 浜田純一  | 9番  | 畦地一弘 |
| 10番 | 森治史   | 11番 | 門田仁和子 | 12番 | 西村策雄 |
| 13番 | 前田寿郎  | 14番 | 小松孝年  | 15番 | 下村勝幸 |
| 16番 | 竹下芙佐雄 | 17番 | 大西章一  | 18番 | 明神照男 |
| 19番 | 山本久夫  | 20番 | 小永正裕  |     |      |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|           |      |           |      |
|-----------|------|-----------|------|
| 町長        | 下村正直 | 本庁副町長     | 澳本造  |
| 佐賀副町長     | 山本牧夫 | 本庁総務課長    | 植田壯  |
| 佐賀総務課長    | 藤本岩義 | 税務課長      | 松本輝雄 |
| 住民課長      | 米津芳喜 | 大方健康福祉課長  | 矢野健康 |
| 佐賀健康福祉課長  | 大塚一福 | 産業振興課長    | 松田二  |
| 海洋農林課長    | 谷口明男 | 大方まちづくり課長 | 松田博和 |
| 佐賀まちづくり課長 | 中島一郎 | 会計管理者     | 野並純  |
| 教育委員長     | 生駒進  | 教育長       | 松並勝  |
| 教育次長      | 坂本勝  | 代表監査      | 金子良一 |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 宮地愛

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

6番 坂本あや

7番 矢野昭三

議事日程第1号

平成21年9月9日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案25号から議案第33号・議案第35号  
(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

日程第4 議案34号  
(提案理由の説明・採択)

●町長から提出された議案

- 議案第 25 号 平成 21 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について  
議案第 26 号 黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について  
議案第 27 号 黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議案第 28 号 黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 29 号 平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算について  
議案第 30 号 平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について  
議案第 31 号 平成 21 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について  
議案第 32 号 平成 21 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について  
議案第 33 号 黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定について  
議案第 34 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議案第 35 号 黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

●委員会に付託した請願

- 請願第 33 号 坂折公園連絡橋建設促進に関する請願書

## 議 事 の 経 過

平成 21 年 9 月 9 日

9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

ただ今から、平成 21 年 9 月第 23 回黒潮町議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

報告第 68 号から報告第 69 号までが町長より、報告第 70 号から報告第 73 号までが監査委員より提出されました。

なお、6 月議会に報告した報告 67 号は、一部訂正がありましたので差し替えをお願い致します。

いずれも議席に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日までに受理しました陳情書等は、議席に配付しました文書表のとおりです。請願第 33 号を産業建設常任委員会に付託します。

町長の行動報告および議長の行動報告につきましては、皆さまのお手元に配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

このたび、9 月定例議会を招集致しましたところ、議員の皆さまにはご多忙にもかかわらず全員の皆さんのご出席を賜りまして、ありがとうございます。

本議会には、21 年度一般会計の補正予算ほか、全 11 議案が提案をさせていただいております。慎重審議の上、より良いご決定を賜りますよう、よろしくお願いを致します。

それでは、ここで幾つかの行政報告をさせていただきます。

まず、財政健全化判断比率についてでございます。平成 20 年度から施行されました、財政健全化法に基づく平成 20 年度決算に対する財政健全化判断比率についてですが、普通会計に対する実質赤字比率、国民健康保険事業などの特別会計に対する連結実質赤字比率は、共に赤字になっていませんので、数値は表れていません。

今後、財政運営に大きく影響します実質公債費比率は 13.6 パーセント、将来負担比率は 60.9 パーセントと、共に昨年とほぼ同様で、早期健全化基準を大きく下回っています。また、水道事業、簡易水道事業などの公営企業の資金不足もなく、公営企業資金不足比率の数値も表れていません。

このように、昨年とほぼ同様に近い数値にとどまっていますが、今後は学校をはじめ、公共施設の耐震化改築や情報通信基盤整備事業、庁舎、消防署の移転など大型事業が控えておりますので、今後も財政運営に注視しながら、財政の健全化に努めていかなければならないと考えているところです。

次に、定額給付金についてでございます。今年 4 月 1 日から受付を始めました定額給付金は、平成 21 年 8 月 31 日現在で、対象者世帯が 5,868 世帯に対して 5,766 世帯の申請があり、申請率は 98.26 パーセントとなっ

ています。

しかし、まだ申請されていない方が102世帯あります。この間、町としては広報でも申請漏れがないようお知らせを致しましたし、個人へも申請漏れがないよう再通知もしていますが、期限が10月1日となっていますので、まだ申請を済ましていない方は、早めに申請をしていただきたいと思います。

黒潮町地域公共交通協議会についてでございますが、黒潮町地域公共交通協議会では7月15日に平成21年度の第1回目の協議会を開催し、21年度の予算を決定するとともに、黒潮町地域公共交通総合連携計画を策定するための委託業者選定委員会設置要綱を定め、プロポーザル方式による業者選定を実施することとし、業者選定委員が8月21日に7社のプロポーザルを受け、業者を四国建設コンサルタント株式会社に決定致しました。

今後、地域公共交通総合連携計画の策定に当たっては、住民の皆さんへのアンケート調査やワークショップなどを開催して、広く住民の皆さんの意見を聞くこととしています。その節には、調査等にご協力をお願い致します。

次に、国道56号大方改良事業についてでございますが、国道56号大方改良事業は、地権者、関係者、および議会の皆さまのご協力により、昨年度、事実上の再着手となり、早咲地区から着手しています。

同地区では、用地調査および設計協議を完了し、間もなく用地補償の説明と交渉に入ると伺っています。併せて、浜の宮地区の設計協議なども行っています。

本年度は国土交通省の方で用地買収を進めることになっていますが、より事業の進ちよくを早めるため、来年度から用地買収に町も協力をしてほしいとの要請がございました。

このことを受けまして、町としての対応を検討致しました。その結果、この事業の必要性にかんがみ、平成22年、つまり来年度からですが、用地買収に全面的に協力することと致しました。

以上、報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番坂本あやさん、7番矢野昭三君を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、9月9日から9月17日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は9日間に決定致しました。

日程第3、議案第25号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてから、議案第33号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についてまで、および議案第35号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは、議長の許しをいただきまして、提案理由の説明を行います。

まず、議案第 25 号でございますが、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてでございます。本決算につきましては、20 年度から上水道事業会計と簡易水道事業会計の統合を図り、公営企業法に基づき、かつ監査委員の意見を付し、決算認定の承認をお願いするものです。

決算内容については、38 億円を超える試算状況となるなど、また、損益計算書では単年度 1,713 万 8,493 円の純利益となっています。

次いで議案第 26 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、国の担い手への農地集積による農地の排水条件の改良や、用排水路の変更事業等による受益者分担金を加えるものです。

議案第 27 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康福祉法の改正により、出産育児一時金の支給額が改正され、これに伴いまして、支給額を 38 万円から 42 万円に改定するものです。

次に、議案第 28 号、黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。これにつきましては、条例文中の表現の統一等を行うものです。

議案第 29 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算についてでございますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ 4 億 8,090 万 8,000 円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 93 億 3,765 万円とするものです。

本予算につきましては、国の平成 21 年度第 1 次補正に伴う地域活性化経済危機対策交付金 3,997 万 3,000 円、公共投資臨時交付金 5,478 万 3,000 円を充当するなど、一般財源を可能な限り抑制し、財源調整に努めてまいりました。

歳出の主な事業の内容でございますが、2 款総務費で、情報化推進費 5,122 万 1,000 円、情報基盤整備費 2 億円。

3 款民生費では、子育て支援対策に 704 万 8,000 円。

4 款衛生費では、し尿処理費に 1,900 万円。

5 款労働費で、雇用対策事業に 863 万 7,000 円。

6 款農林水産業費では、用水路改修工事に 1,100 万円。築磯施設、エビ礁でございますが、これに 2,050 万円、入野漁港沖防波堤追加工事に 4,630 万円。

8 款土木費では、まちづくり交付金事業、宅地開発でございますが、などに 1,020 万円。

9 款消防費では、高規格救急自動車購入負担金 2,664 万 9,000 円。

10 款教育費では、三浦小学校の地質調査費等 1,321 万 6,000 円となっています。

歳入の主なものとしましては、地方交付税 802 万 2,000 円、経済危機対策臨時交付金 3,997 万 3,000 円、公共投資臨時交付金 5,478 万 3,000 円、町債 1 億 7,730 万円となっています。

次に、議案第 30 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ 470 万 7,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 8,490 万 7,000 円とするものです。

補正の主な内容は、これまでの給付実績から平成 21 年度の必要額が決定されたことに伴い、後期高齢者支援金等に予算の不足が生じたことなどの補正予算となっています。

議案第 31 号、平成 21 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算については、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3,740 万 4,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 14 億 872 万 2,000 円とするものです。これは、平成 20 年度介護保険事業の清算による返還金等となっています。

議案第 32 号、平成 21 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてでございますが、本予算の主なものは、建設改良費 831 万 5,000 円を追加し、一ノ谷中継池貯水槽新設工事と、浮津海水浴場入り口から海水浴場駐車場まで、約 150 メートルに 75 ミリ管の敷設工事を行うことになっています。

議案第 33 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についてでございますが、黒潮町畜産団地施設について、所在地、名称、ならびに指定期間を定め、議案書記載のとおり議会の議決を求めるものです。

次いで、議案第 35 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、先の議会で和解につきましてのご決定をいただいたところですが、原告人である株式会社西日本コンサルタントと、損害賠償請求事件に係る訴訟の和解が成立したことに伴い、町長、両副長町の減給処分を行うこととするものです。

なお、この減給処分につきましては、和解の内容と致しまして当時の職員の言動等により、そういった訴訟に発展したということ、また、結果と致しまして和解は致しましたが、一定の公費支出を余儀なくされたということをお考えして、道義的責任等もあるというふうな判断から、このような減給処分を提案させていただくことになりました。

以上、ご審査よろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは議案第 25 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、細部のご説明をさせていただきたいというふうに思います。

決算書の方をお願いします。色はこの色です。

それではご説明致します。まず、資料の方にはございませんけれども、いつも申しておりますが、現在の黒潮町の水道事業と致しましては、給水人口の関係です上水道事業を 1 カ所、それから簡易水道事業が 8 施設、それから飲料水供給施設としたものが 3 施設の、計 12 施設で運営しております。

合併協議会の協定に基づきまして、合併時に上水道事業会計と簡易水道事業会計の 2 つにそれぞれ統合してですね運営をしておりますが、町長からもありましたように平成 20 年度から両事業を統合して、1 つの水道事業特別会計として、公営企業会計で運営しております。

また、水道使用料につきましては、これも合併協議会の確認に基づきまして、合併後 3 年をめどに統一しようということですね昨年協議を行い、皆さん方の議決をいただきまして、本年 4 月 1 日から、12 施設統一料金でですね運営をしておりますということは、もう議員の皆さんもご承知のとおりであろうと思います。

それでは、決算の方に入りますけれども、まずですね、ページで 13 ページの方をお願いします。事業報告からさせていただきたいというふうに思います。

ここにまあいろいろ総括事項を書いておりますけれども、15 ページの方の表をお願いします。15 ページの表のですねカッコ 1、業務の概要ですが、ここですね、町長からもありましたように平成 20 年度からですね簡易水道、上水道事業を統合しましたので、前年度の数値は上水道事業、本年度の数値が両方を合算した事業になっておりますので、その点よろしくお願いたいと思います。

給水人口がですね 1 万 3,148 人、それから給水戸数が 5,603 戸というふうになっておりまして、給水人口での普及率はですね 96.7 パーセント、戸数での水道普及率が 96.9 パーセントということになっております。

それと、資料にはございませんが、1 日の平均、一人当たりの水道使用量ですが、本年度、20 年度はですね、331 リッター、一人がですね 331 リッターということになっております。県下の平均を、古い資料でしたけれども 350 ぐらいと聞いておりますので、若干、水道使用量が少ないかなというふうに思っております。

それから、有収給水量の関係ですが、これはそこにありますように 158 万 8,303 立方メートルということに

なっております。有収率がですね78.9パーセントということになっておりまして、まあこの有収率というのはですね、その表にもありますように配水量、水源池からそれぞれのタンクにポンプアップ致しまして、皆さん方の家庭にタンクのもとで測りました配水量が201万3,930立米ということになっておりますので、その差がまあ有収率のロスになるわけですが、21.1パーセントぐらいなロスがございます。まあ町の水道と致しましては、できれば目標を85パーセントぐらいに高めたいというふうに思っておりますけれども、なかなか、8割の前で苦慮してるという状況にあります。

次に、少し飛びますけれども、19ページの方をお願いします。19ページにはですね、20年度の主な工事を入れておりますのでご覧いただきたいと思いますが、19ページの下段に上水道の方で、上川口の貯水槽の所にですね緊急遮断弁、地震に対しての大きな揺れがあったらですね、配水管が裂けるであろうというふうに言われておりますので、急激に水が流れた場合には、その段階で弁が閉まるというような施設ですが、それを設置致しました。

それから、20ページの方にですね、佐賀の方で簡易水道事業、伊与喜簡水ですけれども、それをメインに工事をしております。

次のページ、21ページをお願いします。21ページの方には、事業収入と事業費用のまとめたものを入れておりますので、ご確認していただきたいというふうに思います。

それから、カッコ3の方に企業債、現在全施設でですね、そこにありますように差引期末残高と致しまして16億2,564万7,250円の起債残高があるというふうになっております。ちなみにそれはですね、上水道の方が7億1,510万3,763円、簡易水道の方が9億1,054万3,487円ということになっております。

続いて、決算の方に入らしてしていただきたいと思いますが、ページの方は1ページの方をお願いします。決算報告書ですけれども、カッコ1の収益的収入及び支出と、この部分は、いつも言っておりますけれども3条予算と言われる部分でして、現在の施設で皆さん方の家庭にお配りした水道使用料、これに基づきまして施設を運営しておるとい部分でございます。決算の所ですねトータルで、収入の方が2億2,840万6,157円、決算の支出の方でですね2億640万4,989円というふうな数字になっております。施設の運営に、まあ2億円から2億2,000万というところであろうというふうに思っております。

次のページをお願いします。カッコ2の方でですね、資金的収入及び支出ということで、これもいつも言っておりますが4条予算と言われまして、規模を拡大していく、新しい施設を造っていくという部分がこの部分に表れます。

決算の方でですね、トータル1億9,237万8,319円の収入に対して、支出の方の決算が2億3,238万1,611円というふうになっておりまして、支出の方が多くございます。それをですね、枠外の所に、支出に対して収入が不足する場合にはですね、そこにありますように不足額4,000万3,292円は、内部留保金で対応できるということになっておりますので、その方向で対応を致しました。

次に、4ページの方に損益計算書がございますが、これの内訳がですね、ページで、飛びますけれども24ページをお願いします。24ページの方にはですね、一般会計の決算のようにですね表示しておりますので、この方が分かりやすいかというふうに思います。

まず20年度、収益費用明細書。ここは税抜きになっておりますので、その点よろしくをお願いします。

まず、1の上水道事業収益ですが、営業収益と致しまして1億2,659万4,243円ですが、基本的にはですね皆さん方の水道使用料収入という部分が大きなものでございます。

それから、営業外収益の方に154万1,560円となっておりますが、この主なものはですね、定期預金関係の預金利息でございます。

次に、簡易水道事業の方も同じようなたてりて記入しております、営業収益と致しまして5,825万7,343円、まあ、水道使用料が大きなものでございます。

次の25ページの方に、営業外収益と致しまして預金利息、それから、3の方で他会計繰入金というのがございまして、説明の方にですね、簡水元利償還金の2分の1というふうになっておりますが、水道事業は基本的には公営企業会計ですので独立採算ということになっておりますが、やはり簡易水道になりますと収益が少ないということになりますので、その分、国が交付税等で計算されるということになってございまして、今まで借り入れた簡易水道事業の方ですね元利償還金の2分の1がこのように一般会計の方に入ってきますので、それを一般会計から水道会計の方に繰入金として入ってくるというたてりになっております。

次に3、上水道の費用の方ですが、全体で営業費用と致しまして9,389万9,496円、1の原水及び浄水、ここがですね水源池からポンプアップして、タンクまでの費用でございます。主なものが電気料、動力費でございます。

次に配水工事。これから皆さん方の家庭に水道を配っていくわけですが、その費用が1,362万4,104円。主なものと致しまして、26ページの方になります、修繕料関係。それから、水道の検針員さんへの委託という部分がここにございます。

それから6の方、総係費になります、ここが運営をする職員手当関係、それからシステムの委託料等がここに含まれております。

次のページをお願いします。27ページの方になりまして、7としてですね施設の減価償却費が3,479万8,166円というふうになっております。それから、営業外の費用と致しまして、今まで借り入れた借入金の利子の償還でございます。元金の方は4条予算で計上できるようになっておりますので、ここでは利子の方になっております。

それから、4の簡易水道事業の方の費用ですけれども、同じようにですね1の原水及び浄水の方で800万9,359円、それから配水工事の方で737万945円。総係費の方は、まあ人件費2人でこのようになっております。

それから、29ページの方をお願いします。同じく7で、施設の減価償却費が4,109万1,582円、それから営業外費用と致しまして、これも企業債の利息の返還でございます。費用合計が2億207万6,366円というふうになっております。

また、すいません、元の方の4ページの方にお帰りください。損益計算書ですが、損益計算書はですね一定期間内、まあここにありますように平成20年4月1日から、21年3月31日までの営業状況を表したものが損益計算書です。今説明したものをですね、水道会計のように、公営企業会計のように表しますとこのようになります、1の営業収益が1億8,485万1,586円、2の営業費用の方ですね、1億6,596万3,042円。差し引き、営業利益と致しまして、右にありますように1,888万8,544円というふうになっております。

次に5ページの方で、営業外の収益、それから他会計からの繰入金、営業外の費用を差し引きしますと、右の欄の上の端になります、営業外では171万7,559円のマイナスというふうになりまして、営業内の収益との差し引き致しまして、経常利益と致しまして1,717万985円ということになります。それで特別損失を引きまして、平成20年度、当年度の純利益が1,713万8,493円ということで、あと、前年度からの利益剰余金等を含めまして、当年度末の未処理の剰余金が3,052万6,529円ということになっております。

次に6ページ、貸借対照表ですけれども、町長からもありましたように事業統合致しましたので、30億円を優に超す資産等になっております。6ページの方に資産の部を入れておりますので、ご確認いただきたいというふうに思います。

7ページの方に預貯金関係、未収金、貯蔵品等、流動資産関係を計上致しております、それがですねトー

タル4億8,673万25円ということで、固定資産と合計致しまして、資産合計がですね38億6,027万3,078円というふうになっております。

次に負債の部ですが、そこにありますように、ページは8ページの方になりますが、流動負債等が7,902万9,474円というふうになっております。

それから、資本と致しまして、6の資本金が3億2,083万8,693円、それから借入資本、先ほど起債の残高というところで説明致しましたが、その金額を加えまして、資本金合計が19億4,648万5,943円というふうになっております。

次に9ページの方にまいりまして、今までの施設整備をしてきた中の国、県等の補助金、それから、現在積み立てております減債基金等、建設改良積立金等々含めまして、トータルの剰余金合計が、右の下から3段目になりますが、18億3,475万7,661円ということになっておりまして、資本金合計とですねトータルして、まあ負債資本の合計が38億6,027万3,078円。前のページのですね、7ページの資産の合計の数字と合致しておりますので、バランスが取れておるということになっております。

10ページからですね、剰余金の部等の明細を入れておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

11ページの方に資本剰余金の明細を入れておりますが、当年度発生額というものが多くございます。何遍も言っておりますように、今まで上水道会計で表示していたものを、当年度簡易水道事業会計をプラスしてきましたので、その部分がここに表れておるというふうにご確認していただきたいというふうに思います。

12ページの方へ剰余金処分計算書カッコ案ということで、損益計算書の所でも申しましたが、剰余金がですね3,052万6,529円ございますので、それをですねそこにありますように減債積立金に1,500万、利益積立金に200万を積み立てまして、翌年度の繰越剰余金と致しまして1,352万6,529円でまあ運営をしてまいりたいというふうにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

それはですね、私の方から議案第26号の、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

ページ3、4ページですけれども、この条例の改正につきましてはですね、町長から少し説明がありましたけれども、新たなその21年度事業であります国の担い手への農地集積による農地のですね排水条件の改良やですね、農排水路の変更、または施設管理の省力化などの対応としてですね、基盤整備等の事業をする農地有効利用支援整備事業という事業がありますが、それとですね、先の国の経済危機対策の臨時交付金事業の、まあ農業用水の管理施設、水路、まあため池等ですけれども、これに基づいた事業によるですね受益者の分担金の割合をですね、この条例にですね追加するものであります。

それではですね、別とじの新旧の対象条文をお開き願ひしたいと思います。

ええでしょうか。その、新旧対象条文のその1ページですけれども、ここにですね条文の新旧を表に表しておりますけれども、よろしいですかね。この表のですね新の部分の中ほどにですね、少し太字の下線が付いた2項目のその部分がありますけれども、この2つの事業の、まあ農地有効利用支援整備事業という部分とですね、経済危機対策臨時交付金事業、この2項目について新たな事業ですので、これの関係者のですね限定される部分についてですね、受益者負担を伴うということで、分担金の割合をですね高知農業確立支援事業の土地基盤基礎の農道用排水路の負担割合に合わせまして、受益者負担割合をですね10パーセント以内としてですね、条

例に追加改正するものであります。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

議案第 27 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。ページの方は 5 ページと 6 ページになっております。

健康福祉法の改正によりまして、出産育児一時金の支給額が改正され、これに伴いまして町条例の改正を行うものです。少子化対策の一環として、出産に掛かる被保険者の経済的な負担軽減を図るための措置で、健康保険法施行令が改正されたものです。

出産育児一時金の支給額を本年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産について、4 万円引き上げるものです。現行の支給額 38 万円から 42 万円に改定するものです。この改定については、施行は 21 年 10 月 1 日からということにしております。

支給額の改定ということだけですので、以上になっております。

続きまして議案第 28 号、黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案書の方のページは 7 ページ、8 ページになっております。

改正の理由は、現行の条例の中で適切でない表現の部分がありまして、その部分を改正するものです。条例中の表現を統一すること、また一部削除することで、ひとり親家庭の医療費助成制度の適正運用に努めていきたいということで改正するものです。

制度の内容については、変わりありません。

第 3 条にですね、助成する対象者を示しておりますが、2 号と同じ表現に改めるためにですね、母又は父たる、という部分を削除するものです。すいません、新旧対照表の方はですね、3 ページの方に記載をしております。

それと、第 4 条 2 項に医療費の算定方法を明記しておりますが、制度の運用上ですね不要な部分を削除するものです。

診療報酬の算定については、国の省令に基づいて行われておりますが、この省令改定ごとにですね町条例も改定する必要がありますので、そういう部分はですね今回不要であるという判断の下にですね、削除するものです。

この条例は、平成 19 年 6 月にですね制定されておりますが、当初からこのような表現になっておるということで、今回、まあ県の指導も受けてですね、この部分が削除してもいいという指導があつてですね、改定するものです。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

おはようございます。

それでは議案第 29 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

本予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 4 億 8,090 万 8,000 円を追加致しまして、歳入歳出総額をそれぞれ 93 億 3,765 万円と致したいとするものでございます。

繰越明許費につきましては第2表で、また、地方債におきましては第3表で記載を致しておりますので、よろしくお願いを致したいと思えます。

なお、本予算につきましては、21年度大型の予算となっております。これらにつきましてはご承知のように、国の21年度経済対策第1次補正によりまして、本町における予定総額が経済基金対策、または公共投資臨時交付金でございますけれども、3億4,410万7,000円の交付ということを想定しております。これらによりましては財源の組み替え、いわゆる公共投資の臨時交付金がまだ確定もされておられませんし、非常に流動的な状況になっております。

従いまして、12月の補正予算につきましては、何らかの確定した財源調整ができると、このように考えておりまして、12月補正で柔軟な財源調整を行いたいと考えておりますので、よろしくご了承もいただきたいと、このように思えます。

それでは、歳出の方からご説明をさせていただきます。

2款の総務費でございますが、1目、一般管理費52万5,000円を追加させていただきました。町長からも提案説明がございましたように、西日本コンサルとの損害賠償の和解が成立を致しました。これに伴いまして、成功報酬と致しまして52万5,000円を計上させていただいたところでございます。

3目の財産管理費でございますが、1,050万円を追加致しております。委託料と致しまして50万、これは大方球場の補助グラウンドでございます。外灯の設備を致したいということでございます。これの、まあ設計費を計上させていただきました。

次に、15節の工事請負費でございますが1,000万円、これは大方球場の補助グラウンド、ナイター設備4基を想定を致しております。これらの財源につきましては、経済対策交付金を充当させていただきました。

次に、5目の財政管理費でございますが、1,500万円を補正を致したところでございます。この積立金につきましては、情報通信基盤整備事業実施致しました市町村に対しまして、高知県が事業費、工事費の20分の1、いわゆる本町が議決いただきました予算は3億でございますので、これの1,500万円を県の方から積立金として受けるということでございます。この1,500万円の充当先でございますけれども、情報基盤整備事業に充当致しました公債費の後年度の財源に充てるということになっております。これによる積み立てでございます。

次に、13目の情報基盤整備事業費2億円でございます。この件につきましては、全員協議会において総務課長の方からも詳細説明がございました。15節へ情報基盤整備事業の工事を実施致したいというものでございまして、これは平成、国の21年度の1次補正における継続事業の前倒しでございます。事業内容と致しましては、情報、ネットワーク設備に8,000万円、伝送路の整備費に1億2,000万円、合計2億円を補正させていただきました。

なお、これらの充当財源でございますけれども、国が事業費のまあ3分の1の補助、それと、公共投資で3,100万程度を計上させていただきました。残り1億200万につきましては、いわゆる合併特例債、辺地債、過疎債、それぞれ起債を充当させていただいたところでございます。

なお、地方交付税にカウントされる率でございますけれども、ご承知のように合併特例債につきましては70パーセント、辺地につきましては80パーセント、過疎につきましては70パーセント、それぞれ普通交付税にカウントされるという事業でございます。これらの経費を充当致したところでございます。

3款の民生費でございますが、7目の障害者自立支援費865万6,000円を追加させていただきました。これは23節でございますけれども、平成20年度の事業清算によりまして、国、県の負担金がそれぞれ確定されまして、清算によりまして返還金が生じたということで、予算化されたものでございます。

次に20ページでございますが、3項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費1,015万円を追加させていただきます。

ました。ご承知のように、国の追加経済対策として、一環として制度化されたものでございます。平成21年度に限って、子育て応援特別手当が制度化されました。基準日は平成21年10月の1日を基準と致しまして、第1子以降である就学前3歳から5歳の子に1人につき、年間3万6,000円を支給するものでございます。なお、本町の対象者が250人を想定されておりまして、900万円でございます。

それから、その他の経費につきましては、本制度事業実施に当たりまして事務費を計上させていただきます。

21ページにまいりまして、3目の児童福祉施設費310万2,000円の追加でございます。これは15節で、大方の中央保育所の、のり面が崩落致しまして、これの復旧工事でございます。8月の9日、豪雨による災害でございます。この金額が80万円でございます。

それから、大方中央保育所の水道工事でございます。これが10万円。

それから、上田の口の保育所の浄化槽の配管工事でございますが、これは配管の断裂、いわゆるこの管が個人の所有地に敷設致しておりまして、改修と同時に新しく敷設替えをするという経費でございます。この経費を203万2,000円を想定致しております。

次に、上田の口の保育所のトイレの改修でございますけれども、これを17万円、洋式の便器の取り換えを致したいとする経費を計上したところでございます。

次に、4款の衛生費、1目、保健衛生総務費102万1,000円でございます。これは7節の賃金と致しまして、保健師さんの産休による臨時雇いの賃金を計上させていただきました。対象者は2名でございます。

次に、2目の保健事業費192万5,000円でございます。これは、女性特有のがん検診の推進事業でございます。21年度、単年度限りの制度でございます。平成21年4月1日の満年齢を対象としたものでございます。

対象年齢が、子宮頸がんが20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、20歳から40歳までの5年刻みで対象とされるものでございます。

また、乳がんの検診につきましては、40歳から60歳まで5歳刻みです。対象とされるものでございます。なお、子宮頸がんにつきましては281人の対象、乳がん検診につきましては464人の対象としております。なお、人数につきましては受診率約50パーセントを見込んだ人数でございます。

次に、6目の環境衛生費32万6,000円でございますけれども、これは上水道事業会計に繰り出すものでございます。内容につきましては、新設される消火栓の工事費でございます。

次に、22ページをお開きください。2項の清掃費、3目のし尿処理費1,900万円を追加致しました。13節の委託料で600万円。これは、施設の受け入れ予備槽のスカム、いわゆる汚泥の塊ですけれども、この清掃を致したいという経費が600万円。

15節の工事請負費1,300万につきましては、情報記録装置の更新を致したいという経費でございます。

5款の労働費、2目の雇用対策でございます。863万7,000円につきましては、緊急雇用創出臨時特例基金の事業につきまして、第2次の追加がございました。この事業内容につきましては、第1次で申請をし、不採択になった事業すべて、今回2次補正で追加させていただきました。主なものと致しましては、7節の賃金366万4,000円につきましては、景観保全でございますけれども、農林道、水路、ため池等の整備、あるいは周辺の草刈り、景観保全に努めるという経費を126万4,000円を計上しております。

次に、学習活動の支援員配置事業でございますけれども、これは教育委員会が所管でございます。学習活動において特別な支援を致したいという経費でございます。学習活動のサポートをやるということでございます。期間が約短い6ヶ月の期間でございますけれども、この際、緊急雇用基金の創出基金を充当させていただくことにしました。

次に、13節の委託料、23ページでございますけれども、大きいものとして緊急雇用、耕作放棄地の解消事業でございます。事業実施主体につきましては、佐賀地域の北部活性化協議会と連携を取りまして、ユズ、あるいはコウゾの植え付けを致したいという経費、約、面積につきましては3ヘクタールを予定を致しております。なお、ちなみに、約まあ5日間の、まあ12名くらいの雇用でございますが、シルバー人材さんと契約を致したいとするまあ経費でございます。

6款の農林水産業費、3目の農業振興費83万4,000円でございます。この予算につきましては、13節委託料、300万円の減額をさせていただきました。特産品開発加工施設の設計委託料でございます。

それから、19節の負担金198万6,000円でございますが、これは荷稻の米・米クラブ、播種（はしゅ）機1台、田植え機1台を購入補助を致したいとするものでございます。なお、この経費につきましては、事業費が238万3,000円でございます、6分の5の補助を致したいとするもので、補助を計上致しております。

次に、6目の地域農業整備事業1,100万円を追加致したところでございますが、これは委託料と致しまして、測量委託、それから工事請負費と致しまして、用水路の改修工事を致したいとするものでございます。大方地域で2件、佐賀地域で4件を予定を致しております。

なお、事業所の区分につきましては、別紙お手元の資料でご参照いただきたいと思います。

次に、24ページでございますが、2項の林業費、2目、林業振興費467万円の追加でございます。

19節の負担金でございますけれども、大きいものとして森林組合、森林整備地域活性化交付金でございます。トンネル補助でございます、事業主体は幡東森林組合。目的は、森林の被害状況を調査するなどとなっております。ちなみに、年度につきましては平成21年度から22年度まで、2年間の事業でございます。この制度を導入致しました。

3項の水産業費、2目の水産振興費2,674万7,000円でございますけれども、主なものと致しまして25ページで、15節、工事請負費2,050万円、伊田地区の築磯設置でございますが、これが金額で900万円を予定をしております。エビ礁でございます、投石が800立米を予定をしております。また、上川口でございますけれども、金額で1,150万円、投石が1,200立米を予定を致しております。

19節でございますが、大きいものと致しまして、水産基盤施設等の整備事業費の補助でございます。283万5,000円につきましては、佐賀地域における中層の漁礁20基、20基を予定を致しております。

次に、3目の漁港漁場整備事業費5,230万円の追加でございますが、13節の委託料600万円につきましては、ストックマネジメント調査等の業務委託でございます。平成20年度にストックマネジメントの事業が制度化されました。いわゆる漁港の基本施設、堤防と物揚げ等になろうかと思いますが、これらの現状における機能の保全、どういう状況であるかといった調査、現状における調査書を作成をしなくてはならないということになりました。必致規定でございます。

次に、15節の工事請負費4,630万円につきましては、入野漁港の消波ブロック29個の追加工事でございます。この予算を計上致しました。

7款の商工費、2目の商工振興費7万1,000円でございます。19節の負担金補助金でございますけれども、7万円につきましては、黒潮町の縫製工場における運営資金の利子補給の規則が定めております。これは、公的な制度資金を借り入れた場合に、利子の軽減を図るという設置目的でございます。従いまして、この申請が2社から出されました。利子補給期間は5カ年でございますし、最高限度額2パーセントとなっております。

次に、26ページでございますが、8款の土木費、5項、都市計画費、2目の都市環境整備事業費917万7,000円でございます。まちづくりの交付金事業でございますが、この制度は18年から22年度まで5カ年計画で、総事業費12億3,500万円の事業計画でございます。

大変、事業が多岐にわたっておりまして、事業内容に非常に、その年度で変更、事業の名称の揺り直し等がございます。今回もその揺り直しによって、予算を補正させていただきました。

工事の経費でございますけれども、道路池廻り1号工事で100万円、道路池廻り2号線で減額の2,220万円、道路中角藤縄線で300万円、坂折公園整備に200万円、地域生活基盤整備に減額で260万円、宅地開発で1,300万円、宅地内の道路でございますけれども、これに1,600万円、それぞれ21年度の事業計画によって揺り直し、予算化したところでございます。この事業費が1,020万円でございます。

次に、27ページにまいりまして、9款の消防費、1目の常備消防費2,664万9,000円を追加致しました。

19季節の負担金補助及び交付金でございますが、この経費につきましては、高規格の救急自動車の購入負担金を計上したところでございます。現在の走行距離でございますけれども、18万1,859キロ走行致しております、年式が15年の2月に登録をされた車両でございます。

この経費につきましては、公共投資臨時交付金2,164万9,000円を充当することと致しました。残りにつきましては、500万につきましては、給付金を充当致したところでございます。なお、この予算につきましては、12月あたりでまた一定の流動的な財源の組み替えも必要になってくるかもしれません。そのときはよろしくまたご了承もいただきたいと、このように思います。

次が、10款の教育費でございます。4目の小中学校校舎改築事業費でございますが、一般財源から地方債、いわゆる合併特例債の起債の方に組み替えをさせていただきました。

次に、2項の小学校費、1目の学校管理費でございますけれども、これも財源組み替えを致しまして、併せて、今回委託料で1,321万6,000円、三浦小学校の地質調査、あるいはまた地盤対策経費委託として計上させていただきました。

なお、一般財源からの地方債への組み替えの理由でございますけれども、これは当初、事業の申請時に、地方債を充当するという事で申請を致しましたけれども、本町と致しましては財源調整の中で経済基金、あるいはまた公共基金、公共投資基金を充当したいという経費を計上しておりましたけれども、県から第1次の申請によりまして、起債の方でぜひとも組み替えをしてほしいという要望もございました。それを踏まえ、この際計上させていただいたところでございます。

これが歳出の主なものでございます。

次に、まあ歳入でございますが、14ページをお開き願いたいと思います。

10款の地方交付税、1目の地方交付税802万2,000円を追加致しました。これは、平成21年度の交付税の確定金額でございますが、34億8,853万7,000円、34億8,853万7,000円。21年度の地方交付税が確定された金額でございます。

当初予算に3億4,000万を想定致しまして財源調整を致したところでございますが、残り、若干残ることになりますけれども、これからの今後の財源調整に充当致したいという考えであります。

次に、14款の国庫支出金、2項の国庫補助金でございますが、3目の総務費国庫補助金でございます。この説明にも記載致しておりますように、経済危機対策臨時交付金3,997万3,000円を、また、公共投資臨時交付金に5,478万3,000円を歳出に充てる充当財源と致したところでございます。

次に、17ページでございます。16ページの18款の繰入金でございますが、11目の建設推進基金繰入金、減額100万円をしておりますが、これは歳出でご説明致しましたように、特産品の開発加工施設の委託料、基金から充当致しておりましたので、これを削減と同時に財源基金にまあ繰り戻すという予算でございます。

それから、21款の町債でございますが、8目の教育費、これは、歳出の方でご説明を致したように、小中学校の一体校舎の改築、小学校教育の施設賃貸事業費の経費を計上されたところでございます。

次に、9 ページをお開きください。第 2 表の繰越明許費でございますが、まちづくり交付金事業 1 億 3,700 万円を明許繰越とするものでございます。

この明許費につきましては、宅地開発工事に測量試験費一式、本工事一式を計上させていただいております。繰り越しの主な理由と致しましては、用地買収にかんする交渉が難航していると。あるいはまた、用地取得が遅れたというようなこともございますし、また、工事の施工に伴う、発生される残土の場所等、協議が遅れるといったような内容のものとなっております。

以上でございます。よろしくご審査をお願いします。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 10 時 17 分

再 開 10 時 17 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

町長、今年の施政方針の中でですね、くくりの文で、町政の主人公である町民の皆さま方のご協力が不可欠となりますと、こういうことでくっておるんですが、まあ、その後 2 行ありますが。

私、前々から計画、大きなものについて計画は事前に知らせてくださいと。6 月議会でも、教育委員会に対して大抵きついことを言いました。

それから、そのときにこの情報関係を含めてですね言っとけばよかったと思うんですが、この 19 年度にですね基盤調査、525 万これ執行して、電柱調査やったんですね。ほんで 20 年度はですね、12 月補正で 4,000 万、これ電柱調査を 2,000 本やるというお話があったんですよ。で、そのときの話では、まあ繰り越し 4,000 万するけど、まあ 2,000 万ぐらいでええことないろうかという話があったと思います。で、合計、先の調査は 19 年度を含めて 4,500 本の調査なんだと。それ、20 年の 12 月の話なんですよこれ。

で、そのときの話では、僕は 3 月に出ないと、後のスケジュールを考えたら、地デジのスケジュールを考えたら、3 月には出てこない、これは間に合わないなあと思っちゃったけど 3 月には出ずに、6 月になりまして、今年の。6 月に聞いたら、9 月には出すんだと、この議会には。いう、その成果は含めてですよ、話でお待ちしておりましたが、今の説明を聞いても何らですね、このへんの説明がございませんね。ただ新しい予算、今年の当初では 2,400 万の委託ですか、3 億の工事費。今回は、まあどうということかよう、これ内訳よう分かりますけど 4,876 万 6,000 円の、これ何ですかね、地域情報通信施設利活用推進委託と。ほんで、工事費が 2 億円と。

これね、お金をどんどんどん挙げてきてますけどね、一体、具体的にですよ、何にどうするのか。16 億の金を使うという説明しちょうがですよ、町民に。何らですね、その裏付けがない。

そのへんを含めてですね、議長、ちょっと議運を開いてもらいたいんですよ。資料をね、計画（議長より「動議は何の動議ですか」との発言あり）この予算。（議長より「どうせよという動議ですか」との発言あり）一般の、一般会計全体ということにしちよってもらいたいんです。で、中身は、要件は私が言うたこと。（議長より「その、動議の主旨ですよ」との発言あり）そうです。だから、この計画書を頂きたいということです。計画書。

（議長より「それが動議ですか」との発言あり）そうです。（議長より「予算書の修正とか、そういう」との発言あり）いや、そうじゃない。修正じゃなしに、今まで何があったのか、これから何をどればあやろうとしよ

うのか、全然分からないので、そこを分かるようにしていただきたいという。その動議をしてもらいたいがですよ。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 10時 20分

再 開 10時 45分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開きましたが、まだ審議途中でございます。この後、特別にまた時間を取ってですね、議会運営委員会を再開して、その後で委員長報告をしていただくように致します。

これから、今、提案理由の説明を行っておりますが、この提案理由の説明を継続して、これから行います。

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

それでは議案第30号、平成21年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算補正第1号について説明させていただきます。予算書の方は黄色の表紙のものです。

補正理由は、国民健康保険事業のこれまでの実績から、平成21年度の1年間の必要額が算定され、後期高齢者支援金、介護給付金等が決定されました。この過不足についてですね、今回計上したものです。

歳入歳出それぞれ470万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,490万7,000円とするものです。

歳出から説明させていただきます。

10ページの方をお願いします。3款1項1目の後期高齢者支援金として、決定通知によりまして1,684万8,000円を計上、5款1項1目の老人保健医療拠出金は、同じく決定通知により2,546万7,000円の減額としております。

6款1項1目の介護保険納付金も、決定通知によりまして279万4,000円を計上しております。

11款1項5目の高額特別支援金として100万円を計上しております。これは21年度の特例措置として、高額療養費の軽減措置が創設されたものです。これは20年度4月から12月にかけてですね、この間に75歳になった方で、まあ制度の改正のことですが、国保と後期の両方にまたがるという方がおりますので、一定額を超える医療費について、医療費の負担をですね軽減する措置のものです。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

8ページの方をお願いします。3款、国庫支出金、1項1目、療養給付費等負担金として566万7,000円、2項1目、財政調整交付金として420万7,000円を減額としております。

2項2目、介護特別交付金として163万4,000円の計上、それから4款、県支出金、2項1目、財政調整交付金を決定通知によりまして210万円を減額としております。

9款の繰入金、1項2目、基金繰入金として563万3,000円を歳入不足分として計上しております。

以上です。

続いてですね、議案第31号、平成21年度黒潮町介護保険事業特別会計予算補正1号について説明させていただきます。表紙の方はオレンジ色のものです。

補正理由の主なものは、平成20年度の介護保険事業特別会計の清算と、介護施設の整備の補助事業に伴う補正予算で、歳入歳出それぞれ3,740万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億872万2,000

円とするものです。

歳出から説明させていただきます。

9 ページをお願いします。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費の 3,165 万円は、介護施設整備事業の補助金として計上したものです。これは介護保険の事業計画、現在第 4 期に入っておりますが、この計画に基づきまして、介護施設の整備を行うこととしております。認知症対応型のグループホームの整備を県の補助を受けて整備するもので、今年ですね、出口地区に計画しております。共同生活施設として建設するもので、利用者の負担軽減を図るために補助事業を受けたいということで計上しております。この方は、補助事業の支出の方になります。

5 款 1 項の基金積立金は 20 万 8,000 円、これは基金の利子積立。

7 款 1 項 2 目の償還金 554 万 6,000 円は 20 年度の清算によるもので、補助金の方、負担金等を返還するもので、内訳としては、国庫負担金補助金が 182 万 1,000 円、県費負担金の補助が 188 万 7,000 円、支払基金への返還金が 183 万 7,000 円となっております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

8 ページをお願いします。5 款 2 項 3 目、介護基盤緊急整備事業費補助金として 2,625 万円、先ほどの施設整備事業による補助金を計上したものです。

2 項 4 目は同様に、施設整備の開設準備金として 540 万円を計上しております。

6 款、財産収入、1 項 1 目、介護給付費準備基金、基金利子として 17 万円。

8 款、繰入金として 558 万 4,000 円。これは確定によりまして計上しております。

以上です。よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは議案第 32 号、平成 21 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、細部のご説明をさせていただきたいというふうに思います。資料の方をお開きください。

予算書でですね、今回の補正のポイントを 12 ページから 13 ページに入れておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

町長からもありましたが、今回の補正の主なものはですね、支出の方で 13 ページ、工事請負費と致しまして 927 万。これはですね、浮津海水浴場へ行っております配管の敷設替え等、それから一ノ谷、まあ地区名で言いましたら橘川地区、馬荷地区に水道を送っておりますが、そのポンプがですね老朽化して、また高い、相当落差のある所でやっておりますので、中継池を作ろうという考えでですね、今回、一ノ谷地区という所で中継の池を作って、また、そこからポンプアップするという計画をしております、その部分であります。この 2 つの工事をですね実施したいというものが、補正の大きなものでございます。

12 ページの方に、それを作るに当たり歳入の方はどうなるかということで、企業債で 1,150 万。それから、浮津の配水管を敷設しますと、消火栓を設置する予定でして、消火栓につきましては一般会計から繰り入れができるということになっておりますので、そのような対応を考えております。

これのですね、積み上げが 3 ページの方になります。今ご説明した部分の積み上げが 3 ページになりまして、そのまとめがですね、また次の 1 ページの方になってまいります。この下の表で収入、支出を入れておりますが、この差がですね、その文言で第 4 条の下のカッコ書き、予算第 4 条カッコ書き中、資本的収入額が支出額に対して不足する額、補正前が 8,721 万 8,000 円にしておりましたが、補正後はですね 8,370 万 8,000 円に改

めですね、これについては決算のところで申し上げましたけれども、内部留保金で対応することとしております。

次に、ページの方は6ページの方をお願いします。予定の損益計算書ですが、補正の方が4条予算関係ですので、ここの損益計算書の方は補正前と変更がございません。

次の8ページをお願いします。これが貸借対照表ですが、もうお分かりの議員さんもおろうかと思いますが、9ページの方ですね右の方の下の方に、資産合計が17億4,683万3,543円となっております。私が、先ほど20年度の決算の段階で、38億なにかしという数字をここで申し上げました。これはですね、この21年度の予算をつくるのが、20年の12月ごろになります。ほんで決算が挙がるのは、現在、まあ決算の認定を求めているわけですし、予算をつかった段階と、決算が挙がる段階が時間的ずれがございまして、補正の段階にはこのようにですね、補正前の額の比較になっておりますので、その点ご理解願いたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

それでは議案第33号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についてご説明致します。

当施設は昭和56年度に設置し、同年12月1日から施設の維持管理と畜産業の振興のため、有効活用を佐賀町横浜生産農業組合に委託していました。その後、平成18年10月1日から平成21年9月30日までの間を指定管理者としていましたが、このたびその期限がきましたので、継続して指定するものです。

佐賀町横浜生産農業組合は、養鶏業を営む前は沿岸漁業を中心に生計を立てていましたが、安定収入を得るために、旧同和对策事業により養鶏施設を設置し、養鶏業に転業して、規約に基づき同事業の生産能率を上げ、機械の共同利用をしながら経営努力を重ねてきました。

近年の燃料費、飼料費の高騰や、施設の老朽化に伴う修繕費もかさむ状況の中で、組合員努力によりまして施設運営が成り立っているところです。

このような現状にある施設ですので、公募によらない指定管理者の指定をしたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

この際、13時まで休憩致します。

休 憩 11時 00分

再 開 13時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に説明がありました議案第32号について、松田まちづくり課長より発言を求められております。

これを許します。

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

冒頭、申し訳ありませんけれども、ちょっと資料の訂正をお願いします。

21年度の予算書の方、最後の方にある、この色の予算書です。そのページのですね13ページ、最後のページになりますが、それと、申し訳ないですが13ページと3ページとを見比べてください。

13 ページの方で支出、款の 6 で資本的支出の 1、建設改良費 3,760 万とありますけれども、これをですね 5,026 万、50260 に訂正をお願いします。既決予算の所です。50260。補正予算額は合ってますので、計の方で 58575、5,857 万 5,000 円に訂正をお願いします。

3 ページの方との関連ですが、3 ページの方の下の表、支出。その中の表のですね 1、建設改良費。既決予算の所が 5,026 万になっておりますので、積み上げた部分はオーケーなのですが、13 ページの方が間違っておりますので、訂正をお願いします。

どうも、すいませんでした。

議長（小永正裕君）

これで、松田まちづくり課長の発言を終わります。

先ほど、山下伊都子さんから一般質問の取り下げ通知が提出されましたので、山下さんの質問は行いません。山下さんの一般質問の順番 15 番に 16 番の西村将伸くんを、あと、17 番、18 番をそれぞれ 1 番ずつ繰り上げて、質問者全員で 17 名と致します。

よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

先ほど、お昼休みの休憩中に議会運営委員会を開きました。

委員長の方から報告をお願い致します。

議会運営委員長（村越比佐夫君）

矢野君から質問があつて、情報化の予算のことについてまあ詳細に知りたいということで、まあそれ細かく議論するよりもまあ委員会に付託して、委員会の方へまあ資料を提出してもらうようお願いするというので議運の方で決定しましたので、よろしくをお願いします。

以上。

議長（小永正裕君）

これで、議会運営委員長の報告を終わります。

それでは、これから議案第 25 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてから、議案第 33 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についてまで、および議案第 35 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 25 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 25 号の質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 26 号の質疑を終わります。

次に、議案第 27 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 27 号の質疑を終わります。

次に、議案第 28 号、黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 28 号の質疑を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割します。

初めに、歳入全部についての質疑を行います。

歳入についての質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

いや、自分、この間の全員協議会でもお聞きしたのですが、この間、自分が言うまでもなし、まあこの間の選挙の結果で、まあ政権が恐らく変わるということで、まあ民主党になった場合に、まあ今年度のもう出てちよるあれですけど、2 次補正なんかを見直すというようなことをまあ言われておるわけで。そうなったときにどうなるろうかということで、協議会のときにまあ自分お聞きしたわけですが、まあ課長の方からは、まあ分からんというような、まあ答弁いうか話でした。

ほんで、まあこれはどうなるかこれは現実に分からんことですきに、課長の場合は自分、分からんでもかまんと思うがです。が、やっば町長の場合は、分からんじゃいかんがやないろうかと。まあ、あのとき町長から答弁もろうたわけやないですが、けんど課長の言うことは、まあ町長の言うことやというように自分ら理解するもんで。

それで、自分お聞きしたいがです、分からんでかまんもんやろうかということ。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

お答えします。

言い方によると思うんですけども、正直、分からんという状況です。しかしながら政権が、もうこれ歴史的にも珍しい大変革でございますので、全くマニフェストで見てもですね大きく違う部分があるわけですので、群馬県のハッ場ダムの計画に見られるようにですね、休止というようなものも出てくるやもしれません。

まあそういったことで、現在全く分からないという状況ではありますけども、まあ町長としてもですね、それぞれの担当としても、今後の推移をですね注視しながら、より慎重に事業執行、あるいは事業に対するいろんな手続き等を進めなければならないというふうに思っております。

議長 (小永正裕君)

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

まあこれね、ほんまに自分らあもどうなるか分からんき、町長が分からん言うがも無理もない、まあ無理がないというような言い方したら失礼になりますけど。

ただまあ、その後、全国の知事、愛知県の知事さんは何か外国へ出張されているということで、回答がなかったということですが、その知事さんの中のあれ 27 名かね、不安を感じると。ほんでこれ、今言うように言葉のあれになりますけどね、分からんいうがはよ、考えても分からんき分からん。けんど不安を感じるということはや、それももう一歩乗り越えてね、自分は考えようきに、これは結果としてどうなるろうか、これは不安やよ

と。恐らく、まあ補正の予算額が約15兆、それが増えることは恐らくなかろうと。少のうなることは考えられると思うから、自分は不安という言葉が出てきちゃう思うがです。

そういう中で、今度の予算にしても、まあこれ歳入93億。普通はね、自分この議員協議会のおきにも聞いてもらうたがですけど、民間やったらね考えられんことのがです、これは。これは景気が良くなるぞ、もっと投資しちよこうとかいうようなことが考えられるときやったら分かることですけど。いうことで自分は、今言うようにもう額がどうのとかこうのとか、細かいことにどうこうじゃなしに、基本的なところで町長の財政に対するまあ取り組みいうかね。

まあ、ただ先ほど澳本副町長からも、場合によったら12月にという、まあ、副町長には申し訳ないけど、自分らあから聞かしてもろうたらよ、逃げ口上やと思うがです、これは。12月に見直しをいうようなこと、まあこれは当然のことやとは思いますがですけど。ほんたら、この9月議会に検討しよったことが何になるいうように、見直しするがやったら時間がまだ3カ月あるもんで、物理的にそういうこともそれは出てくるかとは思いますが、ただ自分はそこにね、その今言う見直しせないかんいう。そうしたら、一応これ、自分ら今度の予算を認めたらよ、補正予算を認めたら、認めたいことの責任が出てくるわけですきね。それをまた3カ月後によ、直してくれ。自分、今言うように、3カ月の時間があるから、それはやむを得んいうことも分らんことはないがですけど、基になる部分がよね、まあ、単純に言うてこんなことでかまんろうかいうような考え方するもんで、まあお聞きしたわけで。

まあ、町長言うようにまあ分らん言われりゃあ、もうそれは分らんで構いません。

議長（小永正裕君）

質疑のとき、款項目、何ページかいうふうなことを先に出して発言していただければ、答弁もしやすいと思いますので、よろしくお願いします。

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

明神議員さんのご質問にお答えを致したいと思います。

私が12月の補正によってですね、財源調整をという意味につきましては、これは現在、経済基金、あるいはまた公共投資の臨時交付金が3億4,410万7,000円ということの配分がされておりますけれども、なお現在においてですね、経済基金についてある一定の額の確定はできますけれども、公共投資について、若干流動的な問題があるというようなことで、その問題、公共で組んでる財源がですね、景気対策の方にまた動くかも分からないと、こういう財源調整でございます。

そういったことをご理解いただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

すいませんが、分らんいうことで誤解があるといけませんので、ちょっと補足といえますか。

分らんというか、これからのですね動向に注視するということをお先ほど申し上げましたけども、私なりにその今の政権与党でですね議論する中身が、早く情報として入ってくる、得るといえますか、そういったことも意識はしておりますので詳しくは申し上げませんが、ただテレビ、新聞に出てからですね、ああ、困ったなというつもりではありませんので、よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

歳入全部についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終ります。

次に歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

宮地君。

3 番 (宮地葉子さん)

2 款総務費ですね。

13 目、情報基盤整備事業、15 節、工事請負費の 2 億円とありますけど、この内容はですね全員協議会でもちよっと言われたかもしれませんが、全員協議会では議事録にも残りませんし、再度ですねこの 2 億円を挙げていた工事の中身ですが、それをお聞きしたいと思うんです。

そのときにはちらっと言われたと思うんですけど、電柱が当初より増えてきたとか、そのようなことも言われておりましたけども、どのように増えてきたのかも分かりませんし、2 億円というお金は大きいものですから、何にもなしで 2 億円というのが出てくるんじゃないと思います。

で、どういう内容でまあ 2 億円というのが出てきてるかをお聞きしたいのと、この 2 億円というお金はですね、当初 16 億と言われた予算プラス 2 億円なのか、その 16 億の中に入ってる 2 億円なのか、その点も併せてお聞きします。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

宮地議員の質問にお答えします。

全体事業費は現在、基本設計で出されております 16 億は変わっておりません。で、実施設計によってですね若干のそこのへんの変更はあるかもしれませんが、今のところ 16 億円を基礎にですね考えておまして、この 3 億、今年の当初の 3 億、また、今回の 2 億の補正については、16 億円の中での対応でございます。

それから、この内容でございますけれども、当初の 3 億につきましては伝送路設備、いわゆる光ケーブルを引っ張る電線の工事でございます。これは主に幹線の部分でございます、まあ上田の口の保育所に拠点設けるようにと、それから拳ノ川の保育所にですね、一時拠点施設を設けるというふうにしておりますので、その間のケーブルでございます。

またですね、補正の 2 億につきましては、その伝送路設備の今言われた部分とですね、一部、まだ場所は決定しておりませんが、支線といいますか、各部落に入っていく大きな線でございますけれども、その部分を一部。また、センター機器の機器類の購入、それから、2 次拠点設備機器の一部実施というところでございます。

それから電柱につきましては、当初 4,500 本がですね、実施設計では現在のところ 5,700 本で、約 1,200 本増えておる状況でございます。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

同じ項目のとのこの質問になりますが、先ほどのご説明で自分もはっきり分かってなかったその 2 億の内訳が、1 億 2,000 万と 8,000 万ということは分かって、それで電柱、その、電は分かったがですけど柱か電が分からなかったが、まあ今のあれでは電柱ということのようですが。

それで、この 1 億 2,000 万というのは、その電柱いうのはもう、まあ黒潮町全体の電柱を指してか、取りあえずは 1 億 2,000 万で、先ほどのお話にあったような 2 カ所ですかね、の電柱ということか。

それと、この間の説明にあった民間テレビの場合の、民間放送のあの五在所山への話が出てきちよりましたけれど、それに関係したまあ電柱というようなことは、まあ恐らく入ってないと思うがですけど、まあ入ってなかろうと、ないかどうかということ。

それからもう 1 点は、四万十町が初期の電柱では問題が出てきて、後、電柱を増やすとか補強したとかいう話を聞くがですけど、もうそういうものも含めた金額、結局、後から補強せないかんとか、電柱をようけせないかんとかというような計画じゃあ恐らくないと思うがですけど、それをお聞き致します。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

電柱の本数につきましては、黒潮町全体の本数でございます。

それから、五在所への電柱は含まれておりません。で、まあ今後ですね、現在の設計には、今の現在の電柱を使用する場合にいくらというふうな単価で出しておりますので、今後ですね、実施設計をくくって、これからいちいちまた四国電力にですね、その供架の許可の申請が必要になってまいります。その時点で、電力がですね再調査して、どうしてもこの電柱には支線がもう 1 本必要ですというような場合は出てくると思いますので、そういったときには事業費がですね、この部分でいくらかはまた増額になるというふうには考えられますけれども、現在のところはそういう状況でございますので、いくらまあ今後増えるかということについてはですね、今の現時点では分かっておりません。

極力、まあ 16 億の範囲内というか、そのへんでですね最終的には持っていきたいというふうに考えておりますけれども、電柱、そういった部分がですね、細かい部分がまだまだ電力、それから NTT との協議が必要になってまいりますので、若干の変動はあるというところでございます。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16 番 (竹下美佐雄君)

まあいろいろ質問したい所がありますけれども、まず、この今 9 月補正において、大体 93 億という規模に膨れ上がったわけですが、来年度、来年度の予算規模について、大体この状態でやっばし 90 億を超える予算計上が大体考えられておるのかどうか。

まあ、いろいろと大型の事業計画がありますので、1 つ心配しておるのは、公債費で

(議長より「竹下議員に申し上げます。今、2 款」との発言あり) 総務費か。まだか、ほいたら。ほいたら後で。最後にやります。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

この2 款の11 の情報化推進費の中で、13 節の委託料4,876 万6,000 円の、この技術利活用推進委託料というのはどういうメンバーで、どういう構成で推進という、内容をちょっとお伺いします。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

村越議員の質問にお答えします。

13 の委託料4,876 万6,000 円につきましては、基本的にはこのライブカメラの設置でございまして、その設置の委託をですね、内容的に高知工科大学とですね連携持って進めておりますので、高知工科大学とですね委託を契約を今後結んで、ライブカメラの設置を進めてまいりたいというふうに考えています。

その中には、定点カメラの整備とか、データの利活用、サーバーの構築、それから利活用人材の育成、まあそういったものも含めてですね、委託料で考えております。

以上です。

議長 (小永正裕君)

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

備品と、いうたらまあそういう工事費も含めて、のように聞こえたが、間違いはないですか。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

はい。設置を含めて、備品も含めてですね、全体事業を委託していきたいというふうに考えています。

議長 (小永正裕君)

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

ほんでもうこういう予算の計上やったらね、備品がまあ仮に500 万、500 万のいうたら備品をつけるのにね、工事費がなんぼとか言うて、こういういうたらどんぶり勘定でやられて分かりぬくいんですわ。極端な話が、我々にはね。

ほいたら、カメラのがなんぼ要ったがいうて、分からん。ほいたらそれをつける工事費とか、位置を決めるがに出て行たらどうかいうて、非常に分かりぬくいわけですわ。

ほんで、我々もいうたらその町民に対する説明がね、できないような予算の格付けになっちゃう。

そういうことで、まあいうたら今日もまあ議運でも議論なったんやけど、全体の基本計画の総枠の中で、どれだけ分別して発注するもんか、我々に分からないわけですわ。それがただ口頭で、ああ、ケーブルテレビの本線を引きます言うたち、ほいたら何キロの線を引くやら分からない。まあそういうことが、一番まあわれわれ疑問視するわけで、今年、まあいうたら3 億と2 億で5 億ぐらいになる。ほいたら5 億でケーブルテレビの線をいうたら何十キロいうたら引いてなんぼとか、ね。電柱をいうたらなんぼ補給せないかんからなんぼとかいうて、パッパッと口頭で言うても確実な数字は言えん。

ほんで、そういうがを今度は文書でまあ示してほしいというが、まあわれわれの願いでもあるけれども。やはり、こう慎重審議する場合には我々も議論し、説明を求めて、説明をね、こういうことはいうたらカメラが何台、それにいうたら位置をどうしたらええか、人件費がなんぼとか、ね。こういうようにしてできちよっ

たらええけど、その技術のいうたら利活用推進とこうきたら、何か協議する会で何人の構成でね、議論して、そこで決定するのかなというように、こう推進とかだったら思うんですが。

その点、もう少し議員に対してこう丁寧な説明、お願いできんかなあ。

以上。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

委託料のまあ内容でございますけれども、大まかになりますけれども、ウェブ録画サーバーが100万8,000円、それからまあ定点カメラおよび周辺機器が2,470万2,000円、それから衛星携帯電話が286万3,000円、ライブカメラサイト構築に483万2,000円、それからマルチクライアント式ライブカメラシステム構築に1,052万8,000円、人材育成に273万円、人材招致費に63万円、高知大学とのテレビ会議費用に210万円、そういった内容でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

金額、まあ予算の方のあれじゃないですけどこの、この間の協議会に頂いた資料、こういう事業をやるからまあお金が、予算としてこう出てきちよると思うんですが、それで、この間の資料の中で、今年度実施する事業、まあ予定というか、計画かどうかこれ分かりませんが、それで、中から下の方、あの青い線を引いたところで、その21年度予定の今言う電柱建設費から、これ吊線工事言うろうかケーブルとか、それから光クロージャ、それぞれの事業を一部実施ということになっておりますが。

今のように、これ電柱建設費には一応1億2,000万ということを先ほどお聞きしたんですが、それから後の治療費、事業費を一応お聞きします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

せんだっての協議会での内容についてはですね、伝送設備ということで説明させていただきまして、その細かいですね数字というか工事、これに、例えば電柱設置費になんぼ、それからケーブル施設工事になんぼ、そういったもん、現在のところですね実施設計がまだできておりませんので、その細かい部分は出せませんが、このこういった部分で、例えば当初の3億円はこの部分に使わしていただきますよということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

すいません、1億2,000万言われた部分が分からんですが、どういう。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 13時 33分

再 開 13時 34分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

この1億2,000万につきましては、先ほど副町長が申しましたように、伝送路にですね1億2,000万の予算を考えております。

それからまた8,000万については、情報ネットワーク設備の施設の部分で8,000万を今の予定をしておるといふ状況でございます。

18番（明神照男君）

いや、自分お聞きしておるのはよね、この全員協議会のときいただいた資料よね、資料の中で一応、21年度の予定で工事をする、事業実施する説明やったと思うがです。ほんでその中で、電柱建設費は先ほどの、午前中からの説明でまあ約1億2,000万が電柱に対する建設費やいうようにまあ理解しちよるがですが、それから下の事業についてよね、下の事業について例えば、これ吊線工事いうか、にはどれくらいと。ほんでケーブル施設工事にはどれくらいというふうな予定金額、予算をお聞きしよるがです。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

1億2,000万の件につきましては、電柱のみじゃなくって、伝送路の設備ですね。ここに、協議会でお示しました電柱建設費から光クロージャ、そこまでの部分を含めたですね金額が1億2,000万ということでございます。

（明神議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

これは21ページになりますかね、3款の方の3目、児童福祉費の中ですが、この15節のね、310万2,000円の工事費の中ですが、最後の下の端に上田の口のトイレの改修ということが載っておりますが、洋式に。

これは、あとその保育所の活用か何かがあってそのように、まあ、これは上田の口の方の老人会の方々から、何とかあそこが活用ができないかというような話を聞いてたもんで、ここにトイレの改修ということが載ってますので、それとの関連性での改修ながでしょうか。

もし使わない、そういう利用がないもんでの改修やったら、ちょっと小さい金額でもおかしいことないろうかと思しますので。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

私の方からお答え致します。

上田の口の保育所の跡地利用について、部落の方に要望がないかということで投げ掛けておりましたが、地区の方からですね老人憩いの家、一部ですけど、老人憩いの家として使いたいという要望がありまして、そのために洋式トイレの方に改造したいということで、今回挙げたものです。

(森議員より「はい、分かりました」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番 (西村策雄君)

3 目のね、いわゆる児童福祉施設費のね、大方保育所の、のり面の崩落いうて書いちょうけんど。まあこれはこの間できたばかりやけんど、まあそう言うても何よね、地球は水と岩と土を丸めたもんがそうじゃきいようがやき、ちったあくえらと思うがやけんど。

あまりにもくえら早いのがやけんど、沖がくえたががよ、屋敷がくえたががよ、裏がくえたががどうか。80 万いうて、さっき説明があったかやけんど。

議長 (小永正裕君)

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長 (矢野健康君)

今回の大方中央保育所の、のり面崩壊についてはですね、場所は駐車場の北側の部分です。土羽部分が幅 10 メーター、高さ 7 メーターぐらいがですね、ずり落ちた状態でありまして、路面までは来ておりませんが、途中の部分がずれ落ちております。

工事が 19 年の施工ということで、まあすべて業者にとということにはなりませんので、今回、町の方で費用計上したものです。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

22 ページですが、し尿処理の方の費用の所の 15 節の工事請負費ですけど、この情報記録装置というの更新という、これ何を記録する、まあ何かのデータを記録するということは分かるのですが、これが 1,300 万ですので、工事費としても小さいことはないと思うのですが。

どうということデータ化して、情報の記録装置ということで残すものなのがでしょうか。ちょっと分かりませんので、説明をお願い致します。

議長 (小永正裕君)

住民課長。

住民課長 (米津芳喜君)

森議員のご質問にお答え致します。

これ、し尿処理場ですね、運転設備の状況を表示記録する、まあ機能装置です。

それで、まあ今回ですね、これはまあ老朽化しまして、まあ 10 年ぐらい経過しましてですね、今回まあ突然の故障が出た場合にですねなかなか修復が、今のまあパソコンになってますので、そういうシステムになってますので、修復がなかなか不可能になってますので、まあ今回パソコンごとですね、そういう一式をまあ更新

するものです。老朽化による。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ちょっと補足させていただきます。

これ、し尿処理場です。メインシステムの部分でして、基本的にソフトがですね昔のMS-DOSというような、もう一世代前のソフトで動いておりました。それを、この機会にですね更新しなければ、今の増強のシステム関係と、まあうまくやっついていかなのじゃないかという心配もありました。まあとにかく、老朽化しておるということです。

ほんで主に機能としてはですね、信号を画像に変えるといいますか、運転をするのにいろいろなデータを画像に映し出してですね、バランスを取っていったりする、非常に重要な部分です。

以上です。

（森議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

小松君。

14番（小松孝年君）

2目の雇用対策事業の中の7節、賃金の所ですが、学習活動支援員配置事業とありますが、

どんな支援で、まあ、どういった内容のものか。それから、その期間的なものはどんなものか。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

小松議員の質問にお答えを致します。

この事業につきましても、いわゆるまあ緊急雇用対策の事業で実施を致しまして、1つはですね、学習面、生活面で一定、特別な支援を要する児童に対しましてサポートをします。いわゆる担任とですね、それからこのサポートをする職員、まあ2名体制という形になろうと思っておりますけれども、そういう形でのサポートになります。

それから、もう1人はですね、小学校課程で英語科が始まるということもありまして、これについてはですね、英語科について専属で支援をできるまあ職員を配置すると。一定そのALTとですね一緒になって、まあ支援をするという形になろうかと思っております。

雇用の期間につきましては、10月からですね3月までという形を予定しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

今の所なんです、英語というのは一番僕ら苦手な分野になってくるわけですが、小学校の子ども見よって、大体その英語の塾へとか、あるいは英語の先生に付いてというような人は少ないんじゃないかと思いがちです。で、学校の先生方を見たときも、なかなかその得意な人はそれほど多くないように思われるわけで、まあ今回はこういう事業があるのでいいんじゃないか。

ただ、雇う人のこのレベルの問題が出るとですね。ただ単に、英語だけじゃ困るわけよね。国語の巻き舌とか何いふか知らんけどまあそういう部分があるんですね、大変そういうレベルの問題が出てくると思うんですが、それはどの程度の人を考えようわけですか。

議長 (小永正裕君)

教育次長。

教育次長 (坂本 勝君)

基本的には英語が話せるということで、英語が堪能であるということになります。

それから当然ですね、子どもを指導するということになりますので、そういう子どもに対してですね柔軟に対応ができるというふうな形も必要になろうかと思えます。

そういった面を併せて持った方をですね、ぜひ雇用したいというふう考えております。

議長 (小永正裕君)

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

それで、まあいうたら英語なんかもういろんな所で、こう発表大会なんかもあるようですわね。そういう所に出て行きゆう、どの程度の人と思うたらええがですか。

議長 (小永正裕君)

教育次長。

教育次長 (坂本 勝君)

まあ通常的生活をするに当たってですね、当然、生活に支障がないレベルの英語が話せる方ということになるかと思えますので、なかなかどの程度という判断が説明しにくいのですけれども、ということになります、はい。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

委託料、三角 300 万がございしますが、これも前々からお願いしてはいますが、その全体の計画があつてですね、その中で今年、21 年はこれをやる予定やったがじゃたけど、まあそのへんの説明が十分できないがでしよう、300 万は。

だから、全体ですね計画、それから収益を伴うようなものについては経営計画、収支計画ですね。そういうものが私は要と思うちようがですけれど。

そういったものはできるがですか、300 万カットして。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

矢野議員の質問にお答えさせていただきます。

この委託料の減額の300万ですけれども、これは産業振興推進総合補助金の中の委託料、いわゆるその加工場の建設に対する施設の設計委託料でありまして、この加工場の建設に当たってはですね、先の委員会等でも説明させていただきましたけれども、慎重にその規模等をやっていきたいということもありまして、今年度についてはですねまあ時期的なこともありまして、この分野についてはですね、できないという判断の下に減額したものであります。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

25ページの3目、15の工事請負費の4,630万ですかね。これは、この間の議員協議会のときにもまあ問題になって、いつも矢野君が言っていることで。まあ今回は、この内訳がこれ出てきちよります。2ページ、裏表でね。

これ質疑じゃないですけど、結局自分らが言いよることは、この中に、これ入野漁港ということを書いてちよったらよ、こんなもん作らんでもかまんがやきね、これ。おんなしことをこっちゃから写しちようだけやきよ。

ということで、その入野漁港の沖防波堤工事というのはどんな工事ですかね。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

明神議員の質問にお答えさせていただきます。

この説明書きにですね、入野の漁港ということがまあ抜かちよったということで、まあ、どこの沖防か分からなかったというようなことですが、その点は反省しております。

この入野漁港の施工計画ですけれども、今年度です、沖防波堤の本体工、延長43メートルをですね仕上げ、まあこの生産基盤のその事業が21年度で終わるわけですが、この事業です、実施設計に当たりまして、一部副町長からも説明がありましたけれども、消波ブロックが、100トンが29個ぐらいの予算がですねちょっと足らんということで、追加計上させていただきますけれども、この事業はですね、まあ国の拠点漁港から外されたということもありまして、2年間短縮してですね、今年度で事業完了となりますので、どうしても今年度完成系で終わらないかんということもありまして、追加提案させていただきました。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

自分、同僚議員から聞いた話ですが、この入野漁港、あれ何年なるかね、合併してから後やったが。ハマチを港の中で蓄養すると。それに、水の変わりが悪いき、港の中へ水が入って来るように、まあ、ざっくばらん

に言うたら穴開けるがやという話がまあ以前あって、それに関係した工事ですかね。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

昨年度ですね、明神議員言われるように、海水交換施設の改良をさせていただきました。そのケーソンが、のげたケーソンをですね再利用した形で、この43メートルのその本体工にも利用した形で工事をするものです。以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや、あのときの工事でね、自分言わしてもろうたと思うがです。ここへ穴開けたら効果ない、いうて。自分は。同じように開けるがやったら、もっと丘寄りの方に開けて、丘から水を変えるようにせないかんがやないかよ、いうことを言わせてもろうたことやと思うがです。

ほんで、もしそれに関係したことであればよね、もうその時点で分かっちゃることをよ、また、今の一夜明けたから、まあ話ではそこからどンドン水が入って来るきに、水の入って来ることはええがやけんど、その付近で日よりの悪いときには小割りが問題があるきに、その直接水が入って来んように、またその沖へブロックをやるとかいうような話聞いたがですが、そうですかね。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

この予算については、それとは関係ありません。はい。

あくまでも、沖防波堤をやる、沖防波堤の完成を目指すための計上です。

（明神議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

村越君。

1番（村越比佐夫君）

25ページのね、15節の工事費でね、伊田と上川口の築磯の予算の説明で、エビの魚礁とまあお伺いしておりますが、それで間違いなかったかね。ね。

ほんで、ないとしたらね、佐賀も建網をやりようんよ。まあ1つのいうたら漁業組合として、まあ支所と総合支所とのね。妙にこう不公平を感じて、うんとこれひがんでおるかな。来年の町長選見つけて、伊田と川口へ余計こう配慮したような予算のように受けとめられるが。

課長、いかがですか。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

このエビ礁ですけれども、この件につきましてはですね、水産庁の漁業構造改善事業の事業によりまして2分の1の事業、その補助裏にまあこの公共投資の臨時交付金がですねありますので、そこを活用してやるわけですけれども、その伊田、上川口の件が拳がっちゃるけれども、佐賀もいうことですから。

まあこの件についてはですね、漁協にもこの制度について要望をまあ協議しましたけれども、漁協についてはですね、この事業にまあ挙げるにはですね、漁獲水揚げ量の把握、まあこれがですね、まあ費用対効果が示せる漁協やないといかんというようなこともあってですね、この伊田と上川口については、現段階ではそういう費用対効果が示せれるというようなこともありまして、この2つの漁業支所に事業計画したものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

ほんで、まあ公平と平等とか、町長もいろいろ当初から言いようがやけんどね、非常に不公平になっちゃうんですね。建網のいうたら数から言うたら、漁師のね。かなり佐賀もボリュームがあるわけですね。ほんで、その投石したとこの漁獲の実績も出てきておる。費用対効果を考えた折にも、いうたら佐賀の方はかなり効果上げようわけです。そういうその投石しておるとは、いうたら順番制でねやっていきようという、こういう現地のいうたら情報と、まあちゃんと事分かっておる。

ほいたら川口の漁協の区域内で、地先内でね、どれだけ成果が上がる個所があるの、投石して。ほとんど砂地やない。ほとんどいうたら埋まっていくんで、あんなもん。それやんないうがじゃないぜ。やっぱ、はえの近くへね、こうずうっと増やしちゃうことは、それはなんちゃあ賛成なんよ。

でも、おんなし漁法やりよう規模の大きい佐賀に予算がつかないということは、何かそこに不公平さをかいでおるように感じますが、課長、いかがです。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

不公平さですけども、これはですね、漁協にもその希望を取ってですねやったもんで、自分たちばあ、大方側に偏った気持ちでですねやったもんでありません。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

ほんで漁協の希望聞いて言うけんどね、ほいたら漁協の組合員はいうたら横浜にも鈴の人らも建網いっぱいやりようわけです。ね。そういう落ち度が、やっぱ行政としてね、やっぱ佐賀の方も、ちょっと受益者に聞いてもらわんと、これは佐賀は出て来てないが。聞いてやと、要らん言うたのか、要る言うたのか。それだけの配慮してくれなあね、公平とは言えんぜ。ほんまに。わし、ひがんで言いようがじゃない。

本当に佐賀の、いうたら建網いうたらこれ15日からやけれど、もう漁獲高いうたら断トツにまあ上がりようわけやけど、川口や伊田よりもね。

で、課長、佐賀の課長はそういうことをきちっと把握してよ、受益者がええ言うたのか。そのへんをお答えください。もう、それで終わり。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

お答え致します。

先ほど松田課長が言ったようにですね、漁協にまず諮りまして、そしてその出荷の系統ですね、それをちゃ

んと後々まで数字として残せるかどうかということで。ほんで漁協の方も、その漁業者とも話していただきまして、そうしたときに、はっきりしたあれが出せないということになりましたので、ほいたらまあ出せるというときになるまで佐賀の方は待とうかということで。

ほんで、その話はちゃんと漁業者にも伝えておりますので、了承願いたいと思います。(村越議員より「伝えておりません」との発言あり) おりますので。それで協議した上で、決定したことでございますので。はい。

よろしく申し上げます。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番 (西村策雄君)

関連じゃけんどね、それよろしくないがよ、それは。なぜかいうたらね、県がいわゆる費用対効果でいうて言うけんどね、(議場より「産建委員」との発言あり) そういうことですので。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

25 ページの商工費の 19 節、負担金補助金と、これはまあ一応説明は聞きました。公的資金の借り入れの利子補給の 2 パーセントというて聞きましたけど。工場としては、4 社ぐらいありますか、縫製工場が町内に。どことはいうようには言えないものなんでしょうか。そのへん。

もし、どうしても言えんもんならこれ以上聞けませんけど、2 社。2 社というように聞きましたんで、どこの利子補修されるのかを。

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 14 時 01 分

再 開 14 時 02 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

海洋農林課長。

海洋農林課長 (谷口明男君)

この縫製工場の名前は、佐賀にある 2 社でございます。

以上でございます。

名前はどうしても、(森議員より「いいえ、あの」との発言あり) ええですか、はい。分かってると思いますので。(森議員より「社名が出せんがやったら、それはもうどうしてもいかんいうがやったら公的資金の、いえ、税金での利子補給」の発言あり)

議長 (小永正裕君)

森君。

10 番（森 治史君）

はい、ごめんなさい。すいません、議長。

まあ、私としてはよね、わずか2パーセントの利子補修かもしれませんがよね、これは町の持ち出しながじゃないですかね、2パーセントは。それとも、国庫補助が来るからといえどもよね、そこはまあ税金での補てんになるし、どっちにしても住民の一般財源が出るとしたらよね、やはり今からはよね、そういうように公的資金を借りた所への利子補給ですので、やはりそういったこともきちっと伝えるべきではなかろうかと思えます。

まあ、今回はもう名前が出せんいうことで、それ以上は問い合わせは致しません。

議長（小永正裕君）

答弁はよろしいですか。

（森議員より「答弁もらおうか」との発言あり）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

もう、ええという話だったんですけど。

佐賀には2社しかございませんので、よろしく願います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

ハザードマップ作る所が消防費であるんですけど、このハザードマップはもう黒潮町全体を考えようがでしようか。どんな感じでしょうか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

ハザードマップにつきましては、全地区を考えております。

なおかつ、まあまだ今のところ何地区に分けてですね、細かな部分、何地区というふうにはまだ、最終的には計画しておりませんけれども、全体計画と、ある一定の区域を区切ってですね、ハザードマップを作っていくたいというふうを考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 29 号の質疑を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 30 号の質疑を終わります。

次に、議案第 31 号、平成 21 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 31 号の質疑を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 21 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 32 号の質疑を終わります。

次に、議案第 33 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 33 号の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

この中の、和解調書の中の質問をちょっとしたいんですが。

第 3 の所ですね、2 項目の一番最後の方にですね、原告に対し多大な損害を、原告代表者に対し多大な精神的苦痛を与えたことをそれぞれ深謝するという一文があって、それで、その次の項にですね、3 項の所に、原告は被告の前記謝罪の意を受けて、本件損害賠償請求を放棄するということになってます。

で、私聞きたいのはですね、その原告からの希望が、この深謝という言葉以上のですね、ものを求めるということを受けて、この減給処分の条例を出してきたのかどうかということですね、ちょっと確認したいと思います。

原告が特に、そういうわざわざ、まあこの部分の減給とかまでを追求してないのであれば、この和解調書で十分じゃないかなという気はするんですが、まあそれを超えてですね執行部側で、いや、それ以上に我々のその道義的責任を示すためにやっぱりこう減給処分にすべきやということで、こういう結論に至ったのか。そのあたりちょっとお聞きしたいんですが。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

その部分については、まあ考え方だと思うんですけども。

係る事件の発端はですね、合併前の旧佐賀町でのことでありますし、私どもはその後ですね合併してから、このことに対してまあ善処といいますか、より良い解決をとということで努めてまいったつもりです。

まあそういった一連の出来事がですね、このたび、まあ一応終結したということで、結果としてまあ先ほど提案理由の説明のところでも申し上げましたように、この深謝するという内容、深謝しなければならなかったと。まあそういったことがですね、原告の言う内容のものが現実として起こっておったということを踏まえて、深謝するということをまあ認めただけです。まあそういったこと。

それから、結果として一定の公費負担を余儀なくされたということ踏まえて、我々にも責任があるというふうに判断をしました。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

非常にこの和解については、まあ僕は絶対負けるといふ考えがあって、早う和解したらええというまあ考えで、和解を反対するわけじゃない。

やっぱね、行政ちゅうものは継続性のもん。ほんで、まあ一応いうたら設計者にね、継続、基本計画というものは長期にわたる1年でも、2年、3年かかるものは基本計画というものを発注せんとやね、書いてもらわんと、いうたら施行順位がね、予算的なことは分からない。

そういうことを知りながら、ね、知りながら、指名にはめらったこと、感情で、ここの担当の感情で、はめざったことに大きな原因がある。大きな原因が。いうまあ考えが、僕には予想されるわけよ。

ほんで、行政ちゅうものは感情やね怒りで物事を、事務的なことを進めるもんじゃない、絶対に。これね、最初の予算から言うたら100万出てますわ、一般財源がね。何ら、設計者をそれへ向いて入札に参加させても、何ら関係ないことが、第三者か第四者か知らんけども雑言が入って、まあ、立場上のけざるを得んなったかも分からんけれども。やっぱ担当者らはね、やっぱ設計士となるとね、かなり拘束力持った力があるんですわ。

ほんで、そこらあたり考えた折には、まあ減俸がいうたらわしは2カ月では低いと思うけれど、我々はそういうものを決定する機関でないから、自主的にまあ町長が2カ月じゃいうて出してきたから、まあそれで良かろうと思うてます。ね。思うてます。2カ月、10分の1でね、2カ月。（議場より何事か発言あり）ええ、2カ月、1カ月かえ。2カ月や思うとったがじゃ。それ、甘過ぎるんだ、はっきり言うたら、町長として。甘過ぎる。これね、徹底的やっというたらね、絶対負けちゃうんで、うちは。いろいろないうたら角度から、ね、相手が和解ということ申し出たけれども。

このね発端は、当初のいうたら仕掛けられた折の、うちの副長町のそこへ行った折のやりとりを私、聞いてますわ。よこはま水産は裁判して勝ちょうき、絶対勝ると。そらそうよ、町の予算をばらして何年でも裁判するんやもん。そうやろ。わしは裁判で争わざった。日にち間違ってもう全部やららった、銭もないし。絶対、そういうね発想で業務に携わってもろうたら困るわけや、こういう損失は大いな穴開けるから。これはね、も

ういうたら百何十万ちゅようなもう、町が、三役が払うべきよ。わしから言わしたら。これ監査請求入ったら、一発にやられるぜ。甘う町民を見たらいかん。甘う見たらいかん。もう少しね、冷静に考えてみ。公共事業のとか、そういう事業をいうたら仕事に携わっておる設計者が自治体を訴えるということはね、並大抵な勇気と自信がなけりゃやらない。やらない。ねえ町長。14億の設計委託料を、ね、した折に、5,000万までの設計してくれいうたち、出発と終わりの区域が分からんのに、ね、基本計画というものが書けないのに、何で設計ができる。これは必然的に分かったこと。

総務課長、今度のいうたら情報化のね、情報設備の関係でも、基本計画設計をしてもらわんと施工順番ができんと一緒やいか、これは。そうでしょう、基本計画というものがなけりゃ。それよりも、まだこんないうたら電波じゃ、電気じゃ、線じゃいうことじゃなくて、山を削って道もやらないかん、区域も何筆にするかいうて、そういう基本計画というものが抱えちよってやね、指名に外されたきにやってきたわけで。やっぱ、ルールはルールとして、相手が指名を外さないかん理由があつたら、その理由をきちっとね説明せな、この問題は。

ほいたらね、後で聞いた話やけれども、請求されて負けそうなたもんじゃき、今度はその時分のいうたら担当にね、弁護士が請求出させて、圧力を掛けちょうんじゃ、請求出さして。わし聞いたんよ。そんなね、ずるいね、幹部じゃいかん。最後まで責任持って、部下のやったことは部下で、上司がね責任持ってやね処理していくような度胸がなけりゃ。そこ、はつきりしちよかないかんで。

たとえ汚職で何で捕まったにしても、それはもう制裁で本人は受けちょうわけやから、退職金も飛ばして。ね。そういうねえ、ことをやっておりますながら、いうたら1カ月、100分の1のね、減俸ばあで事済む思うたら大間違いじゃ。これね、町民からいうたら監査請求出てきてみよ、全額払わなならんぞ、管理職は。最初のいきさつが相手を腹立たしたが、これはよこはま水産の名前が出ちょうきに言うがぜ。何の関係がある、この設計屋とよこはま水産。よこはま水産の裁判に勝つちょうき、なんぼでも裁判を受けて立つというような話をわしは聞いちょうが。何の関係がある。おらあ銭あつたら、裁判やつたら、なんちゃ3億なんか飛ばあ。絶対負けらあせん。銭がないきに、裁判よう起こさざっただけの話。くどいようなけんど、感情やね怒りで行政はね、携わつてもろうから困る。

以上。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

私はこの件について、まあこの事件が起きたときには直接の上司ではございませんでしたけれども、まあ誤解があったらいけませんので経過を。

この前の8月24日の臨時会でも申し上げましたけれども、要するに、このまちづくり交付金事業、約まあ14億ながしというもので、高規格道路が来てインターができるというものを、その移転先の先取りをして、宅地造成とか、アクセスする道路とか、そういうものを造るために、平成17年にこの基本設計をこのコンサルに委託しました。ほんで実際は、18年から22年ですか、これまでがこの工事のまあ基本であります。

ほんでこのときにですね、17年にこの基本設計をこのコンサルに委託しましたけれども、このときにはあくまで基本設計、全体の基本設計でありまして、18年度からまあ実施設計に入るという、こういうたてりのもんでもあります。ほんでそのときにですね、まあ当時の担当職員が、まあ相当この業者と親密な関係、あるいはですね、別件で逮捕された建設会社の収賄事件、こういうもんでも親密な関係にありまして、ほんでこのときに既に予算もなく、来年のことも分からないものをですね、そのまま口頭でやっちょくと、やっちょってくれというふうな旨の依頼があったのではないかと思います。そのことは、今から裁判で争う予定でありましたけ

れども、これは、和解をしてくれという西日本開発コンサルがですね、このことはまあ一番私は知ってると思います。

それで、このときにですね、まあ17年に先行して、予算はないけれども先行して、必要なきやってくれということを頼まれてもですね、公共団体と一そのコンサル会社が契約をするときにですね、契約もないものをそんなに先行してやれることは、これは全く背任行為でありまして、絶対してはいけないことでもあります。また、町の担当職員もそういうことは絶対言ってはいけないということです。しかしながら、まあ不幸にして、そういうまあ親密な関係にあったためでしょうか、そういう発言したために、この会社が契約外の業務をやったという実態であります。

ですから、これについて18年にですね、この前も言いましたけれども、この事件がまあ表面化したときに、この担当者が別件で、車の収賄事件で逮捕されたときにですね、平成18年の10月17日付の高知新聞で、その捜査の過程も踏まえてその記事が載っております。いわゆるこのコンサル会社に車を贈った側の社長が役員として入っていた事実、あるいはまあそういう、いろんなことのもろもろがあって、当時その役員がこのコンサル会社から身を引いておるといふ事実。そういうこともあって、警察はですねこのコンサル会社にも一応事情を聞いておるといふ記事が載っております、大きく。ほんでこのときに、コンサル会社はまあお話することはないということでありました。

ほんでこれも踏まえてですね、ですから町は、そういういろいろなうわさがあるいうて、この事件にかんしては、この平成14、5年ごろですかね。町内にこう癒着のピラも回りましたし、そういうものを踏まえて、そういう疑いのあるものをですね、入札に指名することは非常にいかなものかと。よろしくないということで、のけました。

それから、仮にですね、この業者が平成18年にその後、まあ例えば当時5社から7社と思いますけれども指名されたとしてもですね、指名枠まで指名競争入札でありますので、その何百万という仕事を先行取得しておいて、指名されたからといって取れるという保証は全くございません。そこに何か悪いことをするか、まあ談合するか、何かの手を使って自分に取らすということをしん限り、それは取れる状態のものではありません。ですから、そういうことをですね、先やっておいてこういうことをするのは、それはもうちょっともうルール違反であります。

ですから、私どもがこの深謝というのはですね、だからこの会社が平成18年に、担当者が逮捕された後にですね、町のここに来て、この指名されなかったから、まあちゃんとせらったら法的手段を取りたいというて来ました、もういーぺん来ました、私のとこへ。ほんでそのときに、それはやっぱしこういうことであって、指名はまあ今見送ったということを行いますと、まあいろんなことを言いよりました。それはまあどういうことを村越議員に言ったか知りませんが、まあ後で隠しテープを持ってきて、そのときとっておいたようですが。まあかなり感情で言ってきました。ですから、その法的手続きを取るということもですね、それはどうしても私としては、こういうルール上はおかしいと思うけれども、どうしてもこのコンサルがですねやると言えば、それは仕方ないですねということはいりました。私は、過去にはもうそういういわゆる、よこはま水産というのはですね、そういうこともやってきた経過はありますということはいりました。そういうことです。

それからあとですね、この会社が町を訴えて、町も約1年9カ月をかけて弁護士と相談して、弁護士に相談するというのはですね、やはり私どもが設計を出すときに、例えば今、問題になっております学校の耐震化等も、町の職員が設計をすればいいんですけども、それはできません。ですから、そういう高度のレベルのものは設計会社等に頼んで、委託料を払って、より精度の高い立派なものを造っていくと、安全なものを造っていくというのが、これが町のすべての方針でありますので。ですからこういう裁判となりますと、なかなか町の

担当ではそこまで知識も持ってない分もありますので、どうしても顧問の弁護士にお願いするという事になって、こういう経過でいきました。

それで、物事はまあいろんな事業をやってですね、道路でもそうですが、道路がやりよって来てきたら、その安全対策がどうであったとか、そういうことを見込んでいたことがあったとか、いろんなことを言われますが、そういう面も踏まえてですね、より高度なものを弁護士に頼むということでございますので。

ほんでこの、向こうが町を訴えておいて、もう既に1年9カ月かけていろんな争点整理もして、それから、8月の17日に第1回の公判をするということで、証人も全部立っておりました。その直前になってですね、訴えた側から和解をしてくれというて来たわけですから、町としてはまあ名誉とか白黒のために、やるという方もひとつの方法であります。しかしながら、まあ裁判というものは非常に長い時間かかりますし、まあお互いいろいろ傷つく面もあります。そういうことも踏まえてですね、まあ訴えた方から和解をしてくれと申し出たのであれば、当然私どもは、弁護士も相談して和解する方がいいであろうということで、こういうようになりました。

それは町片にですね、けしからんから訴えるということで、まあここで議会の議決をいただいて訴えちよってやりよったところが、どうも町がやばいなあというようなことがあって和解してくれということになればですね、それはまあ大変お騒がせしましたということになるかと思えます。しかしこの場合は、相手が訴えてきて、公判直前になって和解してくれということですから、それは私は、やっぱり結果はおのずと、私らは自信は持っておりました。

ですから、そういうことを踏まえてですね、和解するというのはい方的にはいきません。例えば一つの例で、交通事故のときにですね、信号待ちの所で前の車がじいっとブレーキ踏んで止まると、後ろが突っ掛けたというときに、そこでですねいろいろまあ（村越議員より何事か発言あり）いやいや、例えばです。そこでけんかになりますわね。お前が急に止まるきいかんと。いや、お前が後から突っ掛けてきたきいかんとなるときに、そのときにはですね、やはりまあ和解というものは、まあ自分もちょっと、急にブレーキ踏んだねと。相手も前方不注意じゃったねと。そういうことでお互い、まあ反省しましょうよと。そういうことがあれば、一切そういうことは水に流して、きれいにしましょうというのが、まあ和解ですのね。

ですからこのことは、このポイントは、弁護士とも相談しましたがけれども、町が深謝するというのはですね、町の職員であった者が、まあ勝手に決済も取らず、予算もないものを先やっちゃってと。後でまあ指名するからということ勝手に、町の職員であった者がそういうことを、してはいけないことをしたということに対する謝りであります。

それから、会社の方はですね、仮にそういうことを言われたとしても、契約もないものをですね、何百万のことをやること自体も、これは全くおかしい話であります。ですから、そういうことを踏まえて、だから町の職員であった者がそういうことを言ったということについては深く謝ったと。それから、言ったために会社がそれを信用して、契約もなかったけれども、会社が先行してこういう契約外の業務をしたとすれば、そのことは、やっとなんか認めましょうということがこの文言であります。

ほんでそれを踏まえてですね、ですから会社の方も、町がそういう断り方をしてくれれば、まあ一定のお金も入れて測量もしておるけれども、それから調査の段階で、会社はですね別の会社に委託発注しております。それがまあ何百万か要っております。ほんで、会社も損失を受けたことは事実でありますけれども、町からそういう断りをしてくれたら、会社の方は1,500何万の請求は放棄しますと。そのことによってお互いが、だから町が謝ったからとって、ほれ見ろ、お前が悪いから銭払えということではなくて、町がそういう謝りをしてくれたら、お互いそういうことはきれいに水に流しましょうと、あとはもう一切ありませんというのがこの内

容でありますので、そこはひとつご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

すいません。村越議員が先ほどですね、情報基盤の関係で、基本設計もやってないような少し話があったと思いますけれども。

情報基盤の方はですね、19年に基本設計やって、20年にですね実施設計の委託をしてですね、まあ行政の通常どおりそういうことで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

ほんでね、まあ情報基盤整備でもいうたら基本設計というものが何年にまたがるものは当初、しょっぱつに発注するもんなんよ。ね。ほんじゃきに、そのこととこっちのことを正すために、まあ情報の話出したんやけど。

コンサルタントがね、まあ指名はがれて文句、どうしてぞと言うて来た折に、まあいうたら副長町のところでやりとりする中で、訴えりゃ訴えと。よこはま水産も裁判やって、わしは勝ったと。うちは勝ったというような話し方をしよう。何でそこに、よこはま水産の名前が出てこないかなあえというの。

というのは、これは町長でも職員でもそうやけど、一般では何百万、何千万掛かろうがね、いうたら町の一般財源で裁判するがやき、何年でも引っ張れますわ。そうじゃなくて、やっぱ裁判になった原因がどこにあらあや、ね。相手は自治体に勝つような発想じゃなくて、ひとつのやっぱ、あの時分は助役いいよったかね、そういうことで、まあ打ち返してきたというような、まあ私は解釈しようし、何でその説明するに、よこはま水産の名前を出して、相手と話をせないかんかえ。だから、そこに個人的な感情が、人間性の問題ぜ、これは、ね、相手に対する。ね。それを問いただすに、何でよこはま水産がその折出てこないかん。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

この日は、私の記憶では朝、大方庁舎で会議がありまして、私も8時半前に来て準備したら、のっけに入ってきてですね、確か、この会社の方が3人ズカズカッと入ってきて、まあ、かなり過激な言葉になりました。ほんで、私も急いじょったこともありましたしね、で、いろいろ聞きよったら、まあテープもとっておったようですが、そのところでまあこういうことでもし指名に外されておるので、いかざったら法的手段に訴えると、まあかなり厳しい口調で言われました。

ほんで私もそのときにですね、それは外した理由はよね、やっぱりそれなりの理由があったわけで、そういうことを言ったと思います。ほんでその中で、いろいろ裁判どうのこうの言いますから、私は、そのよこはま水産出したということは、それはまあ、あまり良くなかったことかもしれませんのでそれは反省します。ただそのときにですね、私もちょうどそういう3億円の訴訟事件もやった後でありましたのでね、ほんでまあ町も、そういう弁護士に頼んでやった経過がありますので、ということは言いました。そういうことやと思います。

で、問題はですね、やはりその（村越議員より「問題はえい、そこだけ話したちいかん。そういうことがあったきにこそ職員が、部下がやね、退職金もらえんかった。それが大きな問題じゃ」との発言あり）

それはですね、やっぱし悪いことをしたら、それは仕方ないですよ。(村越議員より何事か発言あり) 私らも悪いことをしたら、それで処分受けるわけですからね。それは仕方ないと思います。(村越議員より「ええ、ええ、もうええ。われみたいなもん」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 35 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案をそれぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 29 号のうち、歳入全部、歳出のうち、1 款議会費、2 款総務費、9 款消防費。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 25 号、26 号、29 号の歳出のうち、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、11 款災害復旧費。議案第 32 号、33 号、請願第 33 号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号の歳出のうち、3 款民生費、4 款衛生費、10 款教育費。議案第 30 号、議案第 31 号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第 4、議案第 34 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (下村正直君)

それでは議案第 34 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を致します。

人権擁護委員の推薦について、黒潮佐賀 838 番地。山本規氏、昭和 20 年 12 月 29 日生まれです、を推薦するものです。

山本氏は人格、見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方で、人権擁護委員にふさわしい候補者として引き続き推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。

よろしくお願いを致します。

議長 (小永正裕君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、本案件は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから、議案第 34 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

それでは採決を行ないます。

本案は原案のとおり山本規さんを適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

起立全員です。

従って、議案第 34 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、山本規さんを適任とすることに決定致しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 14 時 35 分